

衆議院 農林水産委員会 議 録 第二十号

平成二十九年六月十四日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 北村 茂男君

理事 江藤 拓君

理事 齋藤 洋明君

理事 官腰 光寛君

理事 小山 展弘君

理事 伊東 良孝君

池田 道孝君

加藤 寛治君

木村 弥生君

瀬戸 隆一君

中川 郁子君

西川 公也君

細田 健一君

宮路 拓馬君

八木 哲也君

山本 拓君

岡本 充功君

佐々木隆博君

村岡 敏英君

真山 祐一君

島山 和也君

仲里 利信君

小泉進次郎君

福田 達夫君

岸本 周平君

稲津 久君

伊藤信太郎君

小里 泰弘君

木内 均君

笹川 博義君

武部 新君

中谷 真一君

古川 康君

前川 恵君

森山 裕君

築 和生君

渡辺 孝一君

金子 恵美君

宮崎 岳志君

中川 康洋君

斉藤 和子君

吉田 豊史君

山田 修路君

山本 有二君

萩生田光一君

松本 洋平君

義家 弘介君

齋藤 健君

細田 健一君

土生 栄二君

政府参考人  
(内閣府地方創生推進事務局次長) 川上 尚貴君

政府参考人  
(内閣府地方創生推進事務局審議官) 藤原 豊君

政府参考人  
(外務省大臣官房審議官) 相木 俊宏君

政府参考人  
(文部科学省大臣官房総括審議官) 義本 博司君

政府参考人  
(文部科学省大臣官房審議官) 松尾 泰樹君

政府参考人  
(農林水産省大臣官房危機管理・政策評価審議官) 塩川 白良君

政府参考人  
(農林水産省消費・安全局長) 今城 健晴君

政府参考人  
(農林水産省食料産業局長) 井上 宏司君

政府参考人  
(林野庁長官) 今井 敏君

政府参考人  
(水産庁長官) 佐藤 一雄君

農林水産委員会専門員 石上 智君

委員の異動

六月十四日

辞任

勝沼 栄明君

笹川 博義君

武部 新君

宮路 拓馬君

同日

辞任

木内 均君

木村 弥生君

中谷 真一君

補欠選任

中谷 真一君

八木 哲也君

木内 均君

木村 弥生君

同日

補欠選任

武部 新君

宮路 拓馬君

勝沼 栄明君

八木 哲也君 笹川 博義君

六月十三日

畜産物の価格安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案

(岸本周平君外十二名提出、衆法第一号)

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律等の一部を改正する法律案(岸本周平君外十一名提出、衆法第一〇号)

農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律案(内閣提出第三五号)(参議院送付)

同日

農業者戸別所得補償制度の復活に関する請願

(島山和也君紹介(第二八七六号))

同(斉藤和子君紹介(第三〇〇六号))

は本委員会に付託された。

六月十二日

中山間地域における国土保全施策に関する陳情書(鳥取市尚徳町一六 下村佳弘(第一一七号))

同日

資源循環型林業の確立による地方創生の実現を求める意見書(宮崎県五ヶ瀬町議会)(第三三二二二号)

第一次産業への先端技術の導入、活用推進を求める意見書(兵庫県議会)(第三三二四号)

農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書(青森県東通村議会)(第三三二五号)

農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書(茨城県つくば市議会)(第三三二六号)

農業者戸別所得補償制度の復活をもとめる意見書(奈良県田原本町議会)(第三三二七号)

林業施策の推進を求める意見書(兵庫県議会)(第三三二八号)  
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律案(内閣提出第三五号)(参議院送付)

農林水産関係の基本施策に関する件

○北村委員長 これより会議を開きます。  
農林水産関係の基本施策に関する件について調査を進めます。  
この際、お諮りいたします。  
本件調査のため、本日、政府参考人として農林水産省大臣官房危機管理・政策評価審議官塩川白良君、消費・安全局長今城健晴君、食料産業局長井上宏司君、林野庁長官今井敏君、水産庁長官佐藤一雄君、内閣官房内閣審議官土生栄二君、内閣府地方創生推進事務局次長川上尚貴君、地方創生推進事務局審議官藤原豊君、外務省大臣官房審議官相木俊宏君、文部科学省大臣官房総括審議官義本博司君、大臣官房審議官松尾泰樹君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。  
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○北村委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○北村委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。岡本充功君。

○岡本(充)委員 きょうは、農林水産委員会で一

参議院議員

農林水産大臣

内閣官房副長官

内閣府副大臣

文部科学副大臣

農林水産副大臣

農林水産大臣政務官

政府参考人

(内閣官房内閣審議官)

般質問の機会をいただきましたので、この国会で何回か指摘をしながら聞いてまいりました、農林水産省のOBの談合疑惑報道を受けて、農林水産省OBと現職職員とのかわり、または、こうしたOBが談合にかかわっているのではないかと、この疑いに対する説明、こういったものを求めているかと思えます。

まず冒頭、大臣、東北農政局における、いわゆるOBが関与したのではないかとされる談合疑惑、省内の調査は一体いつ発表されるのでしょうか。また、全然めども立たないのでしょうか。そのめど、そしてまた今の状況、これについてお答えください。

○山本(有)国務大臣 東日本大震災の復旧復興事業に関連した談合情報があったことから、東北農政局に設置されております公正入札等調査委員会が三月二十四日に開催され、これまで、調査内容や範囲等を決定し、調査を進めてきているところでございます。

現在も調査を継続しているところでございますが、調査におきましては、多くの民間企業等につきましても事情聴取の必要性がございます。また、具体的に調査の終期を申し上げることは現在困難でございます。可能な限り速やかに調査を進めてまいりたいと考えております。

また、農林水産省といたしましては、公正取引委員会の調査に積極的に協力するという立場でございますので、適切にこの点、対応していく所存でございます。

したがって、継続中ということでございませぬ。○岡本(充)委員 当然、それがまともなれば公表する、全て公表する、そういうことでよろしいですか。

○山本(有)国務大臣 公正取引委員会の調査活動に支障がないようにすることを含めまして、積極的に協力することとし、当該調査活動の推移を見守りつつ、開示できる資料は開示するという立場で、適切に対処してまいりたいというように考えております。

ております。○岡本(充)委員 いや、だから、開示しないこと

があり得るということですか。公正取引委員会の調査が終われば当然、農林水産省として行った、もう調査が終わったわけですから、その時点では当然、全ての調査結果、開示できないものはないはずですから、全て開示する、それでよろしいですね。

○山本(有)国務大臣 基本的には、そういうことでございます。○岡本(充)委員 開示できないものがあるなどというのは本当にどうかという話でありますから、しっかりと開示をしてください。大臣も開示をすると言われましたので。

さて、それでは、いろいろな論点があるんですが、まず最初に、前回の委員会等で理事会協議事項になっていた話のうち、一体どこが、どういうような、OBとのかかわりがあったのかなかったのか、こういうことについて、どうなっているんだという問題点を指摘してまいりました。

その中で、理事会協議の中で出てきました資料、まず七ページから行きたいと思えます。ARICのいわゆる入札、一体どういうものが幾らぐらいついて入っているのか、これが出てきました。

この内容を見せていただきますと、六ページです、ARICとは、農林水産省は二十八年度、表にありますように、一般競争入札三件で四億五千二百五十二万円の契約をしている。そして、価格の一般競争入札でも七千四百三十三万六千四百円の契約をしているということが明らかであります。

その中身を見せてくれということで、理事会でさらにお願いをした資料の追加が出てまいりまして、七ページ目でありますけれども、これをひもときますと、実に、ARICとの契約は応札者一というのが多いいんです。一般競争入札、総合評価式、もしくは価格だ、こう言っておいて、九七%を超える平均落札率で四億五千万円を

超える契約をしていますが、これは全て一者入札であります。これはちなみに、二十七年、二十六年はどういう金額で、何者入札で、そして落札率はとうだったんでしようか。

○山本(有)国務大臣 今回提出いたしました平成二十八年度の契約額につきましては、各農政局及び本省のウェブサイトに公表されている電子データを用いて、農林水産本省において集計したものでございます。

一方、二十六年及び二十七年のデータにつきましては、現在、各農政局ウェブサイトに掲載されておりませぬ、各農政局にある契約関係書類等をもとに集計、確認する必要があります。二十八年度のデータは、公表されている五千五百件のデータから当該案件を抽出した上で集計したものでございます。したがって、この二十六、二十七につきましては、データを直ちに公表できるものではないところでございます。

○岡本(充)委員 これは、木曜日から要求しているんですよ。そんな、直ちには言っていない。木曜日から要求している。なぜ出ないのか。ちょっとそうなるかと答えられないということはないはずですよ。契約を現にしているはずですから、その契約書類に当たって、木曜日から言っている、きょうは何曜日ですか、大臣。火曜日ですね。なぜ出ないんですか。

○山本(有)国務大臣 先ほど申し上げましたように、二十八年度は、作業日数が五日間でございまして、二十六年、二十七年のデータを同じように集計、確認するということになりますと、二週間程度はかかるということになりますので、御依頼された日数からすると、本日までにはこれを公表することはできないという作業の実情でございます。

○岡本(充)委員 私は、これを全部、もちろん欲しいとは言いました。ただ、きょうまでにそれが

大変だから出せないと云ったから、一般競争入札の三件、この七ページにある中で、その中の上の二つ、システム運用業務とシステム保守業務、この二件だけの契約、まずこれだけでも確認してくれ、こう言ったわけですか。これすら五日で確認できないんですか。

○山本(有)国務大臣 この契約金額の多い二件につきまして、二十六年、二十七年分については、御質問でございますが、これにつきましては、委員の質問通告に対して正確にお答えできるように、資料を準備させていただきました。

御指摘の契約金額の多い二件、すなわち農業農村整備事業総合支援システムにしまして、運用業務につきましては、二十六年契約額が二億四千五百万、入札者が二名、二十七年契約額が二億四千百万円で入札者が一名、保守業務につきましては、二十六年契約額が一億九千四百百万円で入札者が二名、二十七年契約額が二億四千万円で入札者が一名、それぞれ一般競争入札の結果、ARICが受注しているということでございます。

○岡本(充)委員 これは、結局のところ、今お話をされたこの二件、ARICが実質的に随意契約同様に一者入札で、入札率は、やはり九割を超えているんじゃないですか。

○山本(有)国務大臣 正確に計算しておりませぬが、そのとおりだと思います。

○岡本(充)委員 本日に高い入札率で落としていたARIC、ここには農林水産省のOBが技術系だけで四人再就職をしている、これも事実ですね。

○山本(有)国務大臣 そうだと私も考えております。

○岡本(充)委員 これは本日に、ある意味、一般競争入札とか言っておきながら、現実的には、A

RICにのみ入札ができるような条件を課して、そしてARICに入札をさせる、こういう方式。ちなみに、ARICの構成メンバーは、なかなか公表できないという話でありましたが、このARIC自身の入札の適正を評価するための登録段階で、これらのARICについてどういうメンバーがいるか、確認を農林水産省でできていますか。

○山本(有)国務大臣 ARICの会員情報ということですが、社員名簿の取り扱いにつきまして、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律におきまして、作成義務や主たる事務所への備えつけが義務づけられているもの、公表は義務づけられておりません。したがって、ARICでは社員名簿の公表を行っておりません。

ARICは一般社団法人でございます。農林水産省に指導監督の権限はありません。農林水産省として特別の調査ができるわけではないということをおひとつ御理解いただきたいと思っております。

農村振興局整備部長からARICに対し、任意で会員情報の提供は要請をいたしました。この要請に対し、ARICから、ARICでは会員情報を公開しておらず、信義則に基づく守秘義務及び会員の利益保護の観点から、会員の了解なく第三者に会員情報を公開することはできないという回答がございました。したがって、社員名簿の提出については了解が得られないところでございます。

○岡本(充)委員 いや、私が聞いているのは、農林水産省が入札をする企業は適正な入札条件に合致しているかということを確認するために、これらの法人登記なり、さまざまな法人情報を得ているはずですが、それは得ていますか。その中にちゃんと、どういった者が役員なりメンバーなのか、それは書いてあるんですよ。

○山本(有)国務大臣 ARICは一般社団法人でございます。繰り返しになりますが、農林水産省には指導監督の権限はございません。他方、団体が国に対して物品の販売や役務の提

供等を行う場合、各省各庁の全調達機関におきまして、有効な統一資格を取得することとなっております。当該資格申請の審査におきまして、しっかりと審査の上に、誓約書及び役員名簿の提出を義務づけしております。こういった点で、ARICが当該資格を取得していることを確認しておる次第でございます。

○岡本(充)委員 その情報、ARICが資格をちゃんと満たしているという情報については、当委員会に提供していただくことはできますか。

○山本(有)国務大臣 提出できるということでございます。

○岡本(充)委員 では、提出を求めたいと思えますし、きのうの段階でもそれを持ってきてくださいというお願いをしましたけれども、けさに至るまでナシのついででした。

私は、農林水産省、私どもから、また私個人からの資料要求やまた調査要求に対して、大変不誠実だと思えますよ。この委員会を通じて、私、この間、ずっと議論してまいりましたが、大変問題があると思っております。

もう一つ、例えば、きのうもお話ししました。農林水産省の予算を使って、土地改良区の事業が終わった後に資料を編さんする。これはそれで結構なことだ、それは必要だろうという話をする中で、小学生向けに配った資料がある、これを見せたくれと言って、結局、けさまでナシのついででしよう。

どうしてそれを提出できなかったか、理由を教えてください。

○山本(有)国務大臣 小学生向けに配った資料の提出を拒んだという事実は私は承知しておりますが、岡本委員に対する資料につきましては、要求のあるものにつきまして、誠心誠意、出せるものは開示しているというように聞いております。

○岡本(充)委員 小学生向けの副読本を小学生には配って、私に見せてくれと言ったら見せませんよ。これは、本当に不誠実きわまりないと思えますよ。それはおかしいでしょう。

それで、冊子はあるのと言ったら、ありますと言うんだよ。冊子がないのならわかりますよ。あります、手元にあります。見せてよ、見せてくださいと言ったら、小学生に配って国会議員には見せられない。しかも、国の予算でつくっている。とんでもない話だと思えますよ、これは。委員長、こういう不誠実な対応は、私は、ぜひ理事会で、ちよつとこういう対応について協議をしっかりと行いたいと思えます。

○北村委員長 大臣から答弁します。

○山本(有)国務大臣 その件につきましては、奈良の事務所にあるということで、手元にあるというように委員が御指摘になりましたけれども、本省及びその間取りに上がった者が持っているというわけではございません。取り寄せ次第、委員に御提出をさせていただきますと思えます。

○岡本(充)委員 理事会で、この姿勢について協議してください。

私は、メールでPDFファイルで送ってきて、それを刷ればいいじゃないか、冊子そのものじゃなくていいから、メールで添付資料で送ってくれとお願いしたんですよ。奈良にあったって送れるんですよ。言いましたよね。後ろで、問取りに来た人、今いますけれども、名前は言いませんが、言いましたよ。しかし、けさまで来なかった。

これはぜひ協議してください。

○北村委員長 後刻、理事会で協議をいたします。

○岡本(充)委員 誠心誠意対応していると言う割には、私は気になる話もあります。契約金額がこれだけずばずばなARICが、一体どこにお金を出しているか。前回も指摘をしました。が、美しい田園21がこのARICのホームページの一部を編さんする事業を請け負ったので、そこにお金が出ていくという話をやりました。では、美しい田園21というのは一体どういうことをしているのか、気になるので調べてくれとい

う資料要求をしました。そうしたところ、出てまいりました資料が、今度は資料の四ページ、五ページです。各農政局が主体として行っている環境美化活動、土地改良区が主催して環境美化活動に農政局職員が公務として参加している事例、それぞれ平成二十八年度分でありました。

理事会協議の中身から、こうした整理をして提出してきたというところはわかりませんが、現に、これは、農政局が主体としてではなくて、美しい田園21が主体として行っている活動に農政局職員が平日に参加している平成二十八年度の事例があるのではないかと調査をしました。そういう話でありましたが、一体どういう結果が出たのか。平成二十八年度分、特に私が、参加しているではないかと指摘をしました。東海農政局中勢用水地区の草刈り活動がここに載っていない、この事実についてはどのように説明をされますか。

○山本(有)国務大臣 平成二十八年度におきまして、NPO法人美しい田園21が主催し、各地方農政局の職員が公務として参加した環境美化活動の事例につきまして、議員配付資料の中の当省提出資料、各農政局が公の主体として行っている環境美化活動のナンバリエイトで示した一事例、大野川上流農業水利事業所のみでございました。一事例のみでございました。

そして、御指摘の中勢用水地区で行われました活動、平成二十六年度の活動事例として東海農政局のウェブページに掲載されたものでございますけれども、この環境美化活動につきましては、五月十七日の当委員会、岡本委員が具体的に言及されました。そこで、個別に確認をさせていただきます。

平成二十八年度も二十六年度と同様に、NPO法人美しい田園21の主催で環境美化活動が実施されておりますけれども、当日の活動への農政局職員の参加は確認されませんでした。ウェブサイトに御指摘の記載があることは確認できましたので、木曾川水系土地改良調査管理事

務所長に確認をいたしました。それによりますと、職員は公務でも私用でも参加をしないという事でございました。という事は、六月八日、事務所長から当該法人に対し、事実と異なる記載があるという指摘でございました。したがって、改善するよう申し入れたところでございます。

二十七年度は、二十六年度と同様に、木曾川水系土地改良調査管理事務所の地元支所の職員が公務として参加しておったことは確認できました。また、二十八年度につきまして、環境美化活動の当日、地元支所の職員はいずれも参加をしていないということが明らかになりました。

○岡本(充)委員 これは理事会で協議してもらいたいんです。

ホームページ上には明らかに、参加しているというふうに乗載しています。三名参加しているという事実は載っています。これは事実関係を確認した上で、こうした美しい田園21が主催をする活動、その他の、いわゆる主催者が誰であろうと、町であれ県であれ、美しい田園21、そして農政局の職員、農林水産省の職員が参加した事例がまだあるのではないかと私は思っています。ホームページに現に乗載しているわけですから、ホームページの訂正をお願いしているといいますが。

したがって、そこはもう一度精査をしてデータをいただきたいと思いますので、委員長、お願いします。

○北村委員長 後刻、理事会で協議をいたします。

○岡本(充)委員 本日に、いただいている資料がなかなか信じられない。もらった資料をもとに、ほかのものと突き合わせると、ほかのところには参加をしていると書いてある。いや、これはホームページが違うんだ、そう言われちゃったら、一体何なんだという話になるんですね。美しい田園21と農林水産省の現職職員との関係というのは一体どうなっているんだろうという話ですが。

では、ここで、一体どういうふうに人事情報を共有もしくは交換をしているのか、気になりました。これも大変不誠実な対応でした。私は、この場で皆さんに披露したいと思えます。

二ページ目をごらんください。うちでつくった図です。

一体、農林水産省の各地方支分部局の職員が退職を希望があったときに、どのようなルートで本省の人事企画担当のところにその情報があるのかという事を問いました。しかし、これについても、累次にわたって、農林水産省の秘書課の担当者は私に対して、とにかく情報は人事企画担当に来るんです、これだけです。一体どういうルートを通るのか。

私は、農政局で取りまとめているんじゃないんですか、つまり、ここで言うところのパターン一、農政局でしかるべき人がいて、取りまとめて人事企画担当に届いているんじゃないんですかと聞いたところ、いやいや、いずれにしても届くんです、こう答えます。

では、直接届いているんですか、二のパターンですか。二は、それぞれの職員がそれぞれ独自に本省に電話をしてきて、私は退職をしたいという趣旨を言う。私は、そんなガバナンスがあるのかという話をしましたら、いや、いずれにしても、そういうふうな形で届くんです。では、人事担当者は物すごい数の電話を受けなきゃいけませんよ。こんな話はない。

では、三番目の、農政局がまとめて、さらに、実はここにブラックボックスがあつて誰か取りまとめている、もしくは調整をする人がいるのかわらないのか。この一、二、三のどれなんですかという話をしました。

大臣、どれなんですか。

○山本(有)国務大臣 地方の出先機関からの人事異動の要望につきまして、各地方農政局の総務部を経由して本省に伝達されることになっております。

一方、早期退職の応募につきましては、個々の

職員から直接本省に対して行われることとなっておりました。議員お示しの資料で強いて申し上げるならば、パターン一に近いものもあれば、当てはまらないものもあるというように解しております。

○岡本(充)委員 これもずっと私が、いるでしょう、いるでしょうと言つて言わなかった。そういう取りまとめている人がいるでしょう、農政局にあるでしょうと言つて、これは答えじゃないんですよ。木曜日聞いて、月曜日になつても、いや、わかりません、ちよつと持ち帰つて聞かなきゃわからない。

こういう話をして、最後に私が近畿農政局の、一ページ目、この紙、ホームページをプリントして示したんです。人事係がいるじゃないかと言つて初めて、いや、人事係がいるんですという話をし始めるという大変不誠実なものです。

こういう対応についても、理事会できちつと私は農林水産省にただしていただきたいと思えます。委員長、お願いします。

○北村委員長 そのものを理事会で協議すべきかどうかは別として、若干疑問はありますが、理事会で協議をいたします。

○岡本(充)委員 いや、委員会に対して誠実に、委員会の質問に対して誠実に答えてもらわなければ、質問がつかれないわけです。どういう状況になつているのか、そこをきちつと答えずしてですね。

結局のところ、この質問に当たつて、私は、人事係のこの人たちにヒアリングをしてくれというお願いをしたかったわけです。最後の最後にこの紙を見せて、農林水産省はようやくと認めた、各農政局に人事担当係がある。この人事担当係は、美しい田園21の方もしくはOBと何らかの人事に関する話をしたことがあるのか。全部聞いていただきましたよね。どうでしたか。

○山本(有)国務大臣 地方農政局の職員の人事異動は、地方農政局間の異動、I種、II種、III種の採用区分を超えた異動も行われております。人事

は全て本省大臣官房秘書課において調整の上で決定し、発令を地方農政局職員もしております。異動の辞令は、本省から地方農政局長に伝えて、総務部経由で個々の所属長等から本人に伝えられているところでございます。

このために、地方農政局の総務課の課長、課長補佐及び人事係は、本省大臣官房秘書課におきまして決定された人事異動について、本省から現場の所属長への伝達を行うなど、人事に参与する権限は極めて限られておまして、未確定の情報をあらかじめ知り得る立場にないという意味で、一般の職員と異なる取り扱いを行うという意味はないというように思っております。

したがって、この調査というものは、各地方農政局の総務課の課長、課長補佐及び人事係に対して、調査についてはする必要がないというように解釈しております。

○岡本(充)委員 人事情報を集約しているときもき認めたじゃないですか。農政局の総務に人事情報がまず集まるんだ、一のパターンがあると言つたじゃないですか。その人を知っているんですから。それを本省に言うだけじゃなくて、OBに漏らす、伝えるということがないのか、そこを聞いてくれと言つているんです。したがって、何も、決まった情報がどう流れているかなんか聞いていません。

大臣、調査をしていただけるのか、ただだけなのか、聞いていただけるのか、それだけ答えてください。

○北村委員長 山本……(岡本(充)委員)とめてください、委員長。とめてください、答弁を探しているんだから(と呼ぶ)

時計をとめてください。

〔速記中止〕

○北村委員長 速記を起こしてください。山本大臣。

○山本(有)国務大臣 地方農政局総務課の担当者、これは人事情報を取り扱っていることは事実でございますが、その情報は極めて限られた一部

の情報でございまして、地方農政局一般の職員と異なる取り扱いを行う必要はないというように考えるところでございます。

○岡本(充)委員 いや、これはひどいですね。人事情報を扱ってはいるけれども、人事情報を漏らしていないか聞いてくれということすら、聞かないと言っているんですね。

これはちょっと理事会で協議していただきたいんですけれども。

○北村委員長 もっと、質疑でもう少し焦点を絞ってもらえませんか、理事会協議になじむかどうかという意味で。(岡本(充)委員 焦点は絞っていますよ)とつぶ)

岡本君。

○岡本(充)委員 農政局の人事担当者がいるというところまでは認めたくありません。その人事担当者には、情報をOBに話していないのかどうかを聞いてくれ、こう言っています。それについて、聞かない、調査をしないと大臣は言っているんです。

これは、美しい田園21と、いわゆる、それ以外のOBもいるかもしれませんが、現職職員が、ある意味、人事情報を流し合っていた文科省のパターンに類似するような事案があるんじゃないかという疑いがあるので、これは聞いてくれ、こう言っているんです。

そういう意味で、それについて調査をするというところについて、理事会で協議していただきたい、調査をするのかしないのか。農水省は、しないと言っているんだから。

○北村委員長 後刻、理事会で議論いたします。

○岡本(充)委員 いや、本当にひどい話でありまして、人事情報を持っている人がいるけれども、その人事情報を持っている人に聞かない。本省に所属している人事企画担当者には聞きました、こういう話ですけれども、ここは今、確かに、そこが漏らしている可能性ももちろんあり得ると思えますけれども、現実的に漏らしていない、接触していないという話を聞きましたから、そこはそれで調査をしていただきましたが、今の話で、地

方の農政局で漏れているという可能性についてはしっかりと調査していただきたいと思えます。

あわせて、結局のところ、この話の中で、農林水産省の技術系のOBが一体どういうところに再就職して、その後、もといいた、自分のかつての部下や後輩たちにどういう圧力をかけたりかけなかったり、もしくは、情報をもとに仕事をしたりしているのかということについて、私はしっかりと調べる必要があると思っておりますので、その点について、また調査をいただいた上で質問を続けたいと思っております。

きょうはもう一つ、ずっとできていなかった話で、マグロの話はどうしてもしたかったので、残り、マグロの話としたいと思っております。

きょうは水産庁に来ていただいておりますが、そもそも、本当に日本のクロマグロ好きというのは大変強いわけでありまして、これから先、日本は、国際的な約束の上限であるクロマグロの漁獲をして到達してしまつた現時点において、今どのような対応をとっているのか。そして、その対応について、国際的な評価、WCPFC等においてどのような評価を得るといふふうに予測をしているのか。その点について、水産庁からお答えいただきたいと思っております。

○佐藤政府参考人 お答えいたします。

今、先生の方から御指摘ございましたが、この太平洋クロマグロの資源回復を図るために、国際合意に基づきまして、平成二十七年一月から、小型魚の漁獲枠四千七トンなどの漁獲管理に取り組んでいただいております。

特に、沿岸漁業につきましては、この漁期が始まった平成二十八年七月から、地域別のブロック管理に加えまして、定置網の全国規模の共同管理枠を設け、管理を実施しているところでございまして。

具体的には、漁獲量をモニタリングいたしましたし、漁獲がそのブロックの枠に近づいた場合に、水産庁からブロックごとに操業自粛要請を行ってきているところでございます。この自粛要請を受けて

けたブロックの漁業者は、クロマグロを狙った操業を取りやめたり、生きた魚の放流に取り組んでいるところでございます。

クロマグロが生まれてから新たに漁業対象となる量は、海洋環境による影響を受けやすい特徴がございまして、水産研究・教育機構によりまして、今回の漁期の量は前漁期を上回る可能性が高いことが示唆されるなど、近年の中では魚群の来遊が良好であったということでございます。

このような中、カツオやブリなどの魚を狙った操業の際にクロマグロが混獲されたり、定置網でクロマグロが多く混獲される状況になったところでございますが、その結果、五月二十九日時点でございまして、四千二百トンと相なっております。

私どもといたしましては、このことを重く受けとめまして、引き続き漁獲抑制に努めていくことにしているところでございます。

また、今漁期が終了する六月末まで漁獲管理を徹底するが、結果として生じる超過分については、国際ルールにのっとりまして、次の管理期間から差し引くこととされているところでございまして。

○岡本(充)委員 今でも容易に、メジマグロと称して小さいマグロが売られている、刺身として売られているのを目にするのができます。それが一体どこからどう来て、どういう理由なのか。混獲という名前のもとに、実は、本来、主に、狙ってはいけなかつつクロマグロを水揚げしている、そういう事例がないのか。もしくは、揚がっているけれども、クロマグロが揚がったというのを報告していないものがないのか。静岡と三重の漁協の間で問題があったということも承知をしております。同様の事例が起り得ないということをどのように今水産庁として担保しているのか、御説明いただきたいと思っております。

○佐藤政府参考人 お答えいたします。

今先生の方から御指摘いただきましたような報告が漏れといったような事案が生じたことについて

は事実でございますので、これにつきましてはTAC法の適用を今回行うことにしまして、届け出義務といったことをつけることにしております。

それと、今先生の方からお話ありましたように、来漁期に向けまして、今回のこういった事態を踏まえまして、我々としては、新しいやり方といたしまして、本年七月からの第三管理期間におきましては、これまでの定置網の全国規模での共同管理といたしたものでございまして、今後とも行うこととしておりますが、この定置網を含めまして、いろいろな魚種について全国六つのブロックごとに管理をしていただくわけでございますが、これにつきましては都道府県別の管理を基本とするといったようなことをいたしまして、さら

に、都道府県におきましては、その状況におきまして、市町村単位といたしたような管理ということ

で、きめ細かな管理といたしたことを考えているところでございます。

また、やはり、これにつきましては、漁業者の皆様方の御理解といたしたものが必要でございますので、現地説明会を通じまして、漁業者に管理の徹底や正確で速やかな漁獲報告の指導を行うとともに、市場関係者等にも幅広く理解と協力を呼びかけているところでございまして、クロマグロの漁獲管理の徹底を図ることとされているところでございます。

また、特に、今回の事態で私どもが考えたものは、この管理期間について、超過量の多い県がございまして、やはり、この県につきましては指導を重点的に行うこととしておりまして、水産庁の担当官が定期的に現地に出向しまして漁獲管理の取り組み状況を確認すること、我が国全体で漁獲枠を超過することのないよう取り組んでいきたい、このように考えているところでございます。

○岡本(充)委員 今の話で、我が国の論理が果たして海外で評価されるのか、極めて私は不安であります。

特に、マグロだけじゃない、カツオも回遊してくる。日本でとれなくなる、もつと南の方でたくさんとっているんじゃないか、日本が指摘をしようと思っても、いや、日本だってクロマグロをこんなにとっているじゃないかと言われたら、やはり反論しづらくなるわけですよ。

そういう意味で、きちつと管理をしなきゃいけないし、市町村ごとと言ったけれども、では、管理の緩い市町村があったら、そこで揚げちゃうという話になりかねませんよ。港々のそんな管理が本当にできるんですか。私は、マグロが揚がっている港に、実際、自分で行きました。その話は質問レクのとくにも、私が行ったところの実態等の話をしましたけれども、本当にそこで管理ができるのか、私は大変疑問に思っています。

やり方をもう一度見直して、考え直して、今の市町村単位だ、いや、考えてくださいよ、マグロはいろいろ回るんですよ。市町村ごとに決めて、本当にそれが徹底できることはとも思えない。もう一度根本から見直して考え直す、そういう方向性でいくべきだと思いますが、いかがですか。

○佐藤政府参考人 お答えいたします。  
まず、先ほどTACの報告義務につきまして、届け出と私は申し上げましたが、報告義務といったことで訂正させていただきます。

それともう一つ、先ほど、先生御指摘をいただきましたが、市町村別管理と私は申し上げましたが、これについては漁協単位の管理というようなことで、先生が御指摘、御心配いただいているように、非常にいろいろなケースがあるかと思っております。この点については、やはり、しっかり対応していかなくちゃいかぬかというふうな思っております。今後とも、きめ細かなごうといった指導ができるよう徹底していきたい、このように考えているところでございます。

○岡本(充)委員 いやいや、だから、漁協単位、港単位だとしても、徹底ができるかどうか極めて、だって、いろいろなところの船が来るんですから。そこに対して、自分のところの所属じゃな

い船が来る中で、そんな管理なんか徹底できないでしょう。その船が所属しているところと揚げるところが違うわけですから。

そういう意味で、今言っている話が絵そらごとにならないかという意味で、きちつともう一度見直して、七月からの管理のあり方、きちつと国際的に説明できるように整理をするべきだと言っているんです。

もう一度答弁を求めたいと思いますが、きちつと見直すということですか。

○佐藤政府参考人 TAC法の制度を導入するに当たりましては、全国計画あるいは都道府県計画といったものをつくることになっておりまして、そうした中で、いろいろと管理の仕方等について、きめ細かにできるようにしっかりと対応していきたい、このように考えております。

○岡本(充)委員 なかなか、そういう論理で国際的に通用するのか、本当にできるのか、私は疑問ですよ。来年またこの話をここでしなきゃいけないという話にならないようにしていただきたいということを、しっかりと議事録に残る形でくぎを刺しておきたいと思えます。

続いて、獣医師の話、確認です。  
私は、獣医師の新たなニーズというのは何なのかという話で、この間、ずつと聞いてきました。既に、農林水産省からは、大臣から、新たなニーズがあるという話は言えようかと思えますけれども、獣医師でなくても可能な分野だということも思っております。そして、既に大臣からは、いただいたと思います。そして、一方、局長からは、越境性感染症対策についての国際協力の中で、大学について拠点が必要であるというふうなニーズというものも含まれていると承知をしております。そういうところについては、必ずしも獣医師資格が必要でない部分があるというふうな申し上げさせていただきますというふうな答えられているわけですね。

一方、内閣府は、この段に至っても、地域の水際対策でございますとか実験動物の管理、ある

いは人の疾患の治療につながるような臨床研究にしている新たなニーズに対応できるというふうな、獣医師の増加がそれに寄与すると、今でもそういうふうな考えているのか。既に農林水産省はこういう答弁をしているんですが、内閣府として、獣医師の新たなニーズがある、その根拠、理由、獣医師でなければならぬもの、お答えをいただきたいと思えます。

○川上政府参考人 お答え申し上げます。  
新たなニーズと獣医師資格についてのお尋ねと承知してございますけれども、今般の獣医学部新設につきましては、かねて答弁申し上げているとおり、地域における感染症対策の強化、あるいは先端ライフサイエンス研究など、新たに対応すべき具体的な需要に対応するためのものであるというふうな認識をしております。

特に、水際対策等のほか、近年の創薬プロセスにおきましては、基礎研究から人を対象とした臨床研究の間の研究で、実験動物を用いた臨床研究など、獣医学の知見を活用した研究が重視をされてきておりまして、こうした知見を豊富に備えた人材に対する養成ニーズがあるものというふうな承知をしております。

このように、獣医師の職域が多様化する一方で、長年にわたり獣医師の供給はほぼ一定であるということから、新たな分野では十分に獣医学の専門人材を確保できないというところで、現に、製薬企業への調査によりまして、約六割の企業が既存の獣医学部にならないうライフサイエンス分野に精通した獣医師の輩出を期待する一方で、獣医学部の応募が少なく、人材確保に苦勞しているというふうな声も寄せられておられるところでございます。新設する獣医学部は、こうした新たな分野の需要に対応した人材を供給することが期待されるものでございます。

お尋ねの資格との関係でございますけれども、獣医師資格は、従来の飼育動物の診療を行うための資格と承知してございまして、こうした新たな分野にとつては、業務を行うための必須の資格と

いうよりは、むしろ獣医学の基礎的な知見を有することを証明する資格という意味合いが強いものと認識をしております。

また、新たな分野は、獣医師以外では代替不能な分野というよりは、むしろ、本来は獣医師が担うことがふさわしいものの、その供給の制約から、医師などの関連領域を担う人材が代替している分野であると言えらるかと考えておりました、ここに今回人材を供給する意義があると認識をしております。

○岡本(充)委員 時間になりましたから終わりますけれども、端的にだけ答えてくださいよ、もう一回。

獣医師でなければならぬ新たな知見というのは一体何なんですか。獣医師が有している知見でなければできない実験というのは何なのか。そんなものはないと思えますよ。そういうものはないのなら、ないだけ答えてください。もう時間が来ていますから、短くお願いします。

○川上政府参考人 お答え申し上げます。  
獣医師でなければできない部分、それから、獣医師の資格が必須ではないけれども、獣医学の基礎的な知見を有することを証明する資格として獣医師の資格というものが意義を持つ分野というのが、両方あるという認識でございます。

○岡本(充)委員 時間になりましたから、終わります。  
○北村委員長 次に、渡辺孝一君。  
○渡辺(孝)委員 皆さん、おはようございます。自由民主党の渡辺孝一と申します。十五分間しかございませんけれども、精いっぱい頑張りますので、ぜひ皆さん、お耳をかしらしていただきたいというふうに思っています。大臣が退席されました。シナリオがちょっと狂いましたけれども、私のシナリオは大臣退席というのとはございませぬので、副大臣でもよろしいですから、ぜひ、大臣にかわりまして、決意の一言をお願い申し上げます。

まず、さきの参議院の決算委員会におきまし



て、皆さんも御承知のとおり、規制改革推進会議は各府省の議論を尊重するなど、措置要求決議を全会一致で決定したということで、これは大変ありがたいことというか、地元の農業関係者、また漁業、林業も含めまして、非常に皆さん喜んでいらっしゃると思います。

現地の方々の言葉をそのまま、副大臣、大臣に伝えていただきたいんですけども、四人の、組合長あるいは委員長という長のつく方々から、この新聞報道があったときに私に連絡があったんですけども、こんなことをして、大臣、首になるんじゃないかという心配をしている方もいらっしゃると思いますし、本場に、大臣が言っている、今後しっかりと対応していきたい、あるいは誠心誠意対応していきたいということの意味は、もつと深掘りして聞かせてくれないかとか、期待をする反面、この大臣のせりふに対して、非常にまだまだ不安材料があるみたいでございいます。

大臣がいらつしやらないので副大臣と思いましたが、副大臣も恐らく答えられないと思えますのでよろしいですけれども、ぜひ大臣には、ほんの少しの報道の中で、これだけ地元の農業関係者を中心とした長の方々が四人も、私のところと連絡が来て、心配するなり、あるいは不安に思うなり、そういう声が上がったということ、ぜひ副大臣の方からお伝えいただき、ぜひ大臣には頑張っていたいただきたいというふうに思います。

これに関連いたしましたして、実は、その後のまた報道で、いわゆる行政事業レビューの話が出ておりました。これに関連しても、私も自分のアンテナが低いことを反省したんですが、正直言って、過去四年間、つまり、こととして五年目になるということも知りませんでした、正直言って。その中で、農水省にしましては、七事業、合わせて千九百億にも上る予算について、一度、事業の検証をするという報道がされました。その中で、その千九百億のうち、いわゆる基盤整備事業、この予算が一千四十八億、実に九六%以上が、い

わゆるこの行政事業レビューの予算の検証になっております。当然、土地連の関係者からは、あくまでもこれは基盤整備の事業費を削るために狙ったいわゆる行政事業レビューではないかという不安の声も上がってきました。

私も、市長時代の経験をもとに、農水省からしっかりとした答えをまだもらっていませんでしたので、スクラップ・アンド・ビルドの考え方で、常に行政はその時々時代に、あるいはその事業がもう役目を終えたとか、いろいろな観点から考えながら、常に予算を考え、事業を考えている、今回のこの行政事業レビューというのは、決して予算を削減するという考え方でやっているわけではないんだ、むしろ、この事業が必要だということになれば予算だつて倍になるぐらい、そういう検証だつてあり得るんだということを、農水省の許可もなく、私、勝手に話してしまいました。

その後、不安で不安で、ぜひこの質問をさせていただき、今後、この不安の声が上がっている、さらに、この行政事業レビューというのが、六月十三日から本格的な議論がなされるというふうな報道もされておりました。六月十三日といいますが、もう国会が閉会になっていまして、きょうここにいらつしやる議員の皆さんも、恐らく閉会後は地元に戻って、いろいろ選挙区回りや、いろいろな選挙区の方々に会って時間を多く取り、なかなか国会の方に足を向けられないという形になります。我々の知らないところでこの大事な事業がどんどん進んでいくのではないかと、私、危惧もしております。

ぜひ、担当の方から、この行政事業レビューについての、そもそも論までいいですけれども、今後の流れや、この検証作業について今の段階でお話できることを、ぜひ熱弁をよろしくお願ひしたいと思います。

○塩川政府参考人 お答え申し上げます。各府省は、行政事業レビュー実施要領、こういうものがございまして、これに基づきまして、平

成二十五年度から、毎年六月上中旬を目途に、今先生が御指摘をいただいたように、単なる削減ではなくて、外部有識者から、事業の改善点それから今後の方向性について御議論をいただく、こういうことを行政事業レビューと申しておりますが、これを公開で行っているところでございます。

公開プロセスの対象事業につきましては、政策の優先度それから進捗状況などの点で公開での議論に適するものを、また外部有識者の御意見も承りながら選定をしております。

農水省では、平成二十五年度から本年度まで、毎年七事業、合計三十五事業を対象としてきておりまして、本年度の公開プロセスにおきまして、今申し上げた選定方法に基づきまして、この農業競争力強化基盤整備事業、これを対象事業の一つとしたところでございます。

実は、本年度の公開プロセスは昨日一日、農水省は行いました。

それで、この農業競争力強化基盤整備事業につきましては、事業内容の一部改善という評価をいただいたところでございまして、費用対効果がわかるような測定指標が必要だと思われる、計画性を持つて事業を執行するよう努力するべきであるなどのコメントをいただいたところでございます。

今後、農水省といたしましては、この公開プロセスの評価結果を踏まえつつ、平成三十年度の予算の概算要求の検討を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渡辺(孝)委員 もう質問は、打ち合わせどおりではこれで終わりですけれども、今、外部有識者の方々というお話がありました。正直申し上げまして、一次産業関係者の方々、この外部有識者という言葉に非常に敏感かつアレルギーを持っている方が多々ございます。

ぜひ、その辺のところもしっかりと、人選の選定に当たっては、こうこうこういう理由なんだと

いうことを、別にその方を丸裸にせいとは言いませんけれども、ぜひしっかりとした根拠を伝えていただき、そして、Bパイク、費用対効果というの、こういう観点からしっかりと判断して決めたいんだ、削減するの増額するの、あるいは新たな事業を展開していくのか、それはまた検証で変わるんでしようけれども、ぜひわかりやすく関係者の方々に伝えをお願いしたいと思ひます。

では、次、大きくもう一点だけ。

実はまだ本委員会では議論をされておられませんけれども、済みません、長いので読ませていただきます、農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律案について、以下JAS法と言わせていただきますけれども、これをあえて、私、気になったのは、質問させていただきましたけれども、さきの国際基準のGAPの際の話。

確かに、国際基準でございますから、しっかりと日本もこれに、特に輸出を目指して頑張っている方々に対しては非常に助け船になるのではないかと。一方、この国内法のJAS法につきましても、今後三つのポイントで改正されるということ、お話を聞きました。そして、改正することによって、製品等々の価値、付加価値が上がり、値段に、あるいはどういふふうな消費拡大につながっていくかという、大いに期待するところもございいます。

そこで質問なんですけれども、このGAPとJAS、国際的に、あるいは国内法と、違いはあるかもしれませんが、ぜひ、この改正するJAS法の中で、いわゆる生産から販売までのルートの中で、生産者の方々にどういふふうないい形になっていくのかというところの観点でこのJAS法が議論されたのかどうか、また、もしあるんだつたら、そのことをお答えいただきたいと思ひます。

○井上政府参考人 お答え申し上げます。今回御審議をいただくこととしておりますJAS法等改正案におきまして新たに定めることがで

きることとしております。JAS規格でございますけれども、これは、我が国の農林水産物、食品の生産者や関連事業者の方々が、みずからの強みを積極的にアピールする選択肢を広げるものとして活用いただくことを想定しております。

他方、御指摘のございました国際水準のGAPでございますけれども、こちらは食品安全、環境保全等の確保に必要な生産工程全体を管理する手法でございます。近年、国際的な取引等におきまして、取引の相手方である大手の小売業者などから、その認証の取得を求められることがふえてきているというものでございます。

これらにつきましては、生産者、事業者の方々の事業、経営において有利になる場合には、双方を取得していただいて、相乗効果を発揮させることも効果的と考えてございます。

例えばということで抹茶のケースを挙げさせていただきますと、国際水準GAPの認証取得をすることで、食品安全や環境の配慮などを確保しつつ生産を行っていることを示すとともに、JASにつきましては、他国産との差別化を図るために我が国の伝統的な抹茶の製法をJAS規格として定めて、その認証を取得するということが、その特色等について、あるいは品質等についてアピールができるようにしていくといったことが考えられます。

なお、このJAS規格につきましては、今後、海外諸国等との協力や連携を通してこのJAS規格自身を海外にも一層浸透させること、また、JAS規格を足がかりとして日本発の国際規格を制定していくことを目指しまして、こうした取り組みも強化してまいりたいというふうに考えてございます。

JAS規格の戦略的な制定、活用、あるいは国際的な規格についての認証の促進を通じまして、生産者、事業者の方々の所得向上につなげてまいりたいと考えております。

○渡辺(孝)委員 丁寧な御回答、ありがとうございます。

これから議論されると思いますので、野党の皆さんからも恐らく多くの質問が出るかと思えます。私は、単刀直入に申し上げますと、簡単なことで、この法制度をつくったときに、最終的に皆さんが利益を享受できるような制度でなければいけない。

今後、このJAS法が国内消費者の方々に御理解をいただき、当然、それが製品の、あるいは商品の価格が上がる、その上上がった分しっかりと利益を享受、分配できるような仕掛けをし、そして生産者の方々もさらに頑張る材料になっていなければ法の目的が達成されるのではないかという思いから、私はこんな質問をさせていただきまして、高めることについては、これからはぜひ議論を続けていただきたいと思っております。

時間も来ましたので、私、これでやめますけれども、最後に一言、物申したいんですが、今回、時間のないうちで、予算の審議を終え、さらには改正法案を含め八法案、非常に農業者の方々にとってみれば、大変激動の国会であったのではないかと、いふふうに思います。

確かに、種々いろいろありまして、皆さんそれぞれ立場が違い、思うところはいろいろありましたが、私、私、この今国会で決めた法案等々が、決して、決めたからよしではなくて、今後施行された際に、その都度都度、つかさつかさでしっかりと検証していただき、物によっては一年や二年かかるものもあるんじゃないでしょうか、例えば収入保険など。でも、畜安法あたりになりますと、日別とは言いませんけれども、月ごとにしつかりと検査できるような方法はあるかと思っております。

ぜひその検証等々をしつかり、農水省そして我々国会議員もやっつけていかなきゃいけないということ、肝に銘じて、ぜひすばらしい法案にしていくようにしたいと思います。質問を終わります。

○北村委員長 次に、稲津久君。

○稲津委員 おはようございます。公明党の稲津久でございます。

通告に従いまして、順次質問してまいります。きょうは、外務省から相本大臣官房審議官にもお越しをいただいております。後ほど質問させていただきますが、せっかく質問させていただきますので、一言、質問ではないですけれども、申し述べておきたいと思っております。

先般、ロシアが宗谷岬から北西約五十キロの日本のEEZの海域で、事前に何の知らせもなく日本との同意もなく海洋調査を行ったということが報道でございました。これは六月の五日ということとなんでございました。さらに、五月の下旬には、ロシア船がEEZ内で海洋調査を行うんじゃないかという情報があつて、外務省はロシアに調査を行わないよう要請した。

にもかかわらず、そのようなことがあつたということ、もちろん、外務省は厳重にロシア側に対して申し入れをしたというものは何とておりまして、私も、これは国際信義に基づく中で、やはり許しがたいことだと思っております。したがって、質問しませんが、今後、しっかりと厳重なそういう対応をしていただきたいと思います。

きょうは、日本とロシアのいわゆる共同経済活動に関するものについて伺っておきたいと思うんですけれども、まず、官民調査団のサハリン訪問の関係です。

北方四島における日本とロシアの共同経済活動、こうしたことを踏まえて、いわゆる平和条約締結に向けての重要な一歩にしていきたい、こういう我が国の基本的なスタンスに基づいて、去る五月の三十一日に、サハリンを我が国の官民調査団が訪問しまして、いわゆる事実上のキックオフをいたしました。

ここでは、漁業、観光、医療、そのほか幅広い、専門分野を持つ官民の関係者が出席をして、ロシア側はコジエミヤコ・サハリン州知事が対応

されたということで、大変積極的なサハリン州知事の意見もあつたというふうになっております。分野別の分科会というのがありまして、これは医療、小売、金融、それから漁業、農業、またインフラ・エネルギー、観光と四つの分野に分かれて、これらの意見交換があつたというふうになっておりますけれども、特に漁業、農業の分野について、まずこれは、実際に官民調査団の協議を担当している外務省にお伺いしたいと思うんですけれども、実際、漁業と農業については具体的にどのような協議が行われたのか、その内容についてお示しをいただきたいと思っております。

○相本政府参考人 お答えを申し上げます。

委員御指摘のとおり、五月三十一日、サハリンにおきまして、北方四島における共同経済活動について、日本側官民調査団と現地関係者等との間で、全体として長時間にわたる意見交換が行われたところでございます。その中では、分野別の分科会の一つにおきまして、漁業、農業の分野における活動についても意見交換が行われたところでございます。

これは、四月の口首脳会談におきまして、官民調査団を四島に派遣することが合意されたことを受けまして、四島での現地調査をより充実したものにするために、まずサハリンを訪問して情報収集を行った上で四島を訪問することが適切であるとの判断から、現地関係者等との間で意見交換を実施したものでございます。

今回、双方の専門家がそれぞれのプロジェクトについて説明をいたしまして、今月下旬の四島での現地調査を念頭に置いて、具体的な質問や確認を行うことなどを含め、意見交換を行ったところでございます。意見交換の詳細につきましては、交渉中の事柄でありますため、現時点で述べることとは差し控えていただきたいと思います。思いますが、北海道や北方領土隣接地域の方々からいただいた提言には、御指摘の漁業、農業分野も含まれておりまして、これらの要望も踏まえて意見交換を進めておるところでございます。



す。  
今回、現地調査団のサハリン訪問に際しまして、漁業、農業の分野についてもロシア側からも高い関心が見受けられたところでございます。  
サハリンでの今回の意見交換を踏まえまして、現在、今月下旬の四島での現地調査の調整を進めているところでございますけれども、プロジェクトの具体化に向けて有意義な現地調査ができるよう、しっかりと準備をしたいと思いますというふう

に思っております。  
共同経済活動の実現は平和条約を締結する上で大きなプラスになるとの考えのもと、引き続き精力的に取り組んでまいりたいというふうにご考えております。

○稲津委員 一つ農業のことを申し上げると、野菜の温室栽培についての技術協力というか意見交換があったというふうにも承知をしております。  
私も、サハリンそれから国後島にも訪問してありますが、なかなか野菜等の市場というのが限られておりまして、ほとんど自給自足の状態で、ドーシャといえますけれども、そういう、自分たちで畑をつくって、そこで野菜を食べる分だけ何とかつくっているという状況で、ロシア人の方からすると、ここはやはり関心が非常に高いというふう

に思っております。  
それから、漁業関係で申し上げますと、これはロシアの方も水産加工等についてちょっと不安があるような話も出ていたんじゃないかと思うんですが、今回我が国の方は、これはもう最初から、総理も明言されていますけれども、ウニなどの養殖ということをこれらの共同経済活動の中で取り組んだらどうか、こんな話もありました。

それで、実際にウニの養殖となった場合にどういことが考えられるのか、その方向性みたいなものを、ぜひ農水省に伺っておきたいと思うんです。  
ウニだけじゃないと思うんですね。例えばほか

に考えられるものは何かないんだろうか。お互い、日本とそれからロシア側がウイン・ウインに

なるようなことを。

例えばホタテガイ。これは、つり下げ型とそれから地まき、要するに養殖とそれから漁獲、両方ありますけれども、近年、北海道の噴火湾が平成二十七年に大しけに遭いまして、それで二十八年産、さらに二十九年産も大幅に水揚げが落ちてい

るということ。それから、オホーツク海の方では、これは平成二十六年に爆弾低気圧がありまして、以降、大体平成三十年ぐらゐまで大幅に漁獲量が落ちるという状況でございます。  
したがって、こうしたことを踏まえて、例えばホタテガイなどの場合はどうなるのかという考え方。

それからサケが、これは非常に、近年、北海道においても水揚げ量が落ちておりまして、平成十九年で十六万四千トンあったのが平成二十八年で半分ぐらゐ、七万九千トン、こういう状況です。  
ちょっとサケのことになるとなかなか、競合するものもいっぱいありますので。特に、例えばベニサケの場合どうか。これは択捉島で実際に以前、稚魚放流をしてふ化場もあったというふうにも、戦前ですけれども、聞いておりますが。  
こうしたことを踏まえて、ウニそれからホタテ、ベニサケ、一般論でも結構ですので、ぜひ農水省から、この辺のことについてお示しいただきたいと思っております。

○佐藤政府参考人 稲津先生の御質問にお答えします。  
今先生の方からお話があったわけでございますが、農林水産省といたしましては、共同経済活動の実現に向けた地元の要望としてウニの養殖があるということも承知しております。情報の収集を初めといたしまして十分な準備を行っていきたいというふうにご考えているところでございます。

その上で、先生の方からお話ございましたが、どのような点が課題になるかといったことかと思

います。  
ウニの養殖を行う場合には三つほどのことが課題になるかと思っております。一つは、餌と

なる海藻、昆布の確保の点、二つ目は適水温、五度から十五度Cの適水温の維持、三つ目が、しけや波浪の影響が少ない静穏な海域の確保が必要となるというふうにご考えているところでござい

ます。  
また、ホタテの増殖でございますが、これについては、水深が三十メートルより浅くて、海底が粗い砂の広い海域が必要となるというふうにご考えているところでございます。

また、ベニサケにつきましては、択捉島が生息域の南限とされておりまして、増殖を行う場合には、ベニサケのふ化放流に適した用水や立地の確保、そして種苗生産に必要な親魚の確保、こういったことが必要となる、このように考えているところでございます。  
○稲津委員 今、養殖のことについてお伺いしましたけれども、特にホタテについては海底の調査なんかも必要かと思うんですね。したがって、いざれにしても、まず、しっかりとこの調査をロシアと一緒に進めていく中で、ぜひ、こうした養殖等についても触れていただくと思います。特に外務省には力を入れていただきたいと思っております。また、農水省としても、それに対応した対策というか準備もしっかりと図っていただきたいというふう

に思っています。  
○齋藤副大臣 まず、平成三十年産から行政が生産数量目標の配分を行わなくなるという状況に対応いたしました。これは、高く評価をし、感謝をしたいと思います。御指摘の生産コストの削減につきましては、平成二十五年六月に決定をいたしました日本再興戦略におきまして、三十五年産までに、担い手の米の生産コストを、二十三年産の全農家平均六十キログラム当たり一万六千円の四割削減に当たる九千六百円にするという目標を今掲げているところでございます。

この目標の達成に向けて、農業競争力強化支援法に基づき、肥料、農業、農業機械に要する費用を少しでも低く抑えること、これに加えて、

例えば、既存の政策をしっかりとやっていくということ。水田の直接支払交付金、これは、平成二十九年産は予算がふえていますけれども、これを恒久的に今後もしっかり必要な予算を確保していくということがやはり最も大事なことだろうと思っております。

それともう一点は、これからの農業を考えていったときに、やはり低コスト化、省力化、こうしたものに向けた取り組みというのが非常に大事になってくるだろう。

例えば、私も、先般、実際、岩見沢市の農業者の方と懇談をしたり、現地視察をしましたけれども、米の作付の直播、それからGPSを使った無人トラクターの走行、こうしたことが、特に岩見沢におきましては、スマート農業を全国に先駆けて精力的に取り組んでおられました。ただ、もう一つセットになってくるのは、圃場の大区画化、汎用化ということも必要になってまいります。

したがって、こうしたことを踏まえて、米の需給に関連して、これらの低コスト化、省力化に向けた取り組みに対しても、必要な支援をしっかりと講じていくことが必要だと思っております。  
このことに対する所見を伺いたいと思っております。

○齋藤副大臣 まず、平成三十年産から行政が生産数量目標の配分を行わなくなるという状況に対応いたしました。これは、高く評価をし、感謝をしたいと思います。御指摘の生産コストの削減につきましては、平成二十五年六月に決定をいたしました日本再興戦略におきまして、三十五年産までに、担い手の米の生産コストを、二十三年産の全農家平均六十キログラム当たり一万六千円の四割削減に当たる九千六百円にするという目標を今掲げているところでございます。

この目標の達成に向けて、農業競争力強化支援法に基づき、肥料、農業、農業機械に要する費用を少しでも低く抑えること、これに加えて、

低コスト化、省力化を図るため、産地パワーアップ事業による直播栽培に必要な農業機械や自動走行システムの導入支援ですとか、一方で、農地中間管理機構の活用による担い手への農地集積や農地の大区画化に対する支援を行っているところでありまして、今後とも、水田作の低コスト化、省力化に向けた産地の取り組みをいっっぱい支援していきたいと考えております。

○稲津委員 ありがとうございます。

以上で終わりますけれども、ぜひ、生産基盤の強化に対する取り組みについての支援を一層拡充していただきますことをお願い申し上げます。質問を終わります。ありがとうございます。

○北村委員長 次に、宮崎岳志君。

○宮崎(岳)委員 民進党、宮崎岳志でございます。

本日は、獣医師の需給の調整等を担当します農林水産省を中心に、引き続き加計学園の問題についてお伺いをしてまいりたいのです。

まず最初に、農林水産大臣のお手元に、昨日、このような資料をお持ちさせていただいたはずであります。質問通告の際にお渡しをしたということなんですが、内容は、獣医師養成機関及び獣医師の現状というところから始まって、五枚組のカラーの資料なんですが、これを、農林水産大臣、ごらんになった記憶はございますでしょうか。

○山本(有)国務大臣 いや、見たことはありません。

○宮崎(岳)委員 六月十一日ですかね、三日前でしようか、TBSのニュースで、文科大臣に加計学園の理事長が面会をされた際に、そこに同席した方、同席した加計学園の幹部ということなので、豊田三郎理事、文部科学省OBということになると思うんですが、この方が文科大臣に獣医学部の新設に関して伝えていたということが報道されました。

その後、加計学園側というか、このOBの方ということだと思っておりますが、この方はそういうことは言っていないということでTBSに抗議をさ

れたというふうには伺っているんですが、恐らく、そのときの根拠になったペーパーはこれだと思っております。これは、加計学園サイド、今治市サイドがおつくりになった、いわゆる獣医学部の構想に関する資料、こういうことになるわけでありまして。

この紙については、文部科学省の方は見たことがあるんでしょうか。本日、義家副大臣においでをいただいておりますが、これを大臣がごらんになったということがありますでしょうか。

○義家副大臣 御指摘の文書については、松野大臣から、見たことがないと聞いております。

また、国家戦略特区における獣医学部新設の件については、大臣就任後、所管事項説明等で、九月中旬に担当部局から説明を受けたと聞いております。

○宮崎(岳)委員 副大臣御自身も見たことがないということでしょうか。

○義家副大臣 ございません。

○宮崎(岳)委員 この加計学園が獣医学部をつくっているという話については、そうしますと、今、九月中旬にお知りになったと。御挨拶に加計孝太郎理事長が文部科学大臣室においでになったのが九月六日だと思っておりますので、その時点では知らなかった、こういう意味なんですか。

といいますのは、大臣交代のときに恐らく引き継ぎを受けるんだと思うんですね。各課が御説明をされると思っています。どういう形かわかりませんが、義家副大臣も引き継ぎ等をお受けになる。

かなりの大きな事項だと思っております。専門教育課にとっては最大に近い懸案だと思っておりますけれども、これは、では、九月中旬までは引き継ぎも含めて全く聞いていなかったということでしょうか。

○義家副大臣 お答えいたします。

私の場合は留任でございますので、閣議決定を含めて、その他の経緯は存じ上げております。

その上で、大臣については、ちょうどすぐリオオ五輪もありまして、また海外出張もござい

て、また「もんじゅ」等々のこともございまして、かなり多忙をさわめていた時期ではございます。その中で、所管事項説明が九月中旬ごろに担当部局から、この件に関しては行われたということでございます。

○宮崎(岳)委員 ちょっと大丈夫ですかという気はいたしますね。一月半ぐらい、引き継ぎというのを大臣が行っていないことなんですか。

幾ら何でも、それが事実かどうかということはもちろんありますけれども、事実としたら、僕は少々、なおさら問題ではないかという気がするんですが、文科省というのは、大臣交代後、すぐ引き継ぎというのはやらないんですか、義家副大臣。

○義家副大臣 先ほどの繰り返しのようになりますが、所管事項説明というのは、この問題だけではなくて膨大にございます。それらを大変忙しいスケジュールの中で行っていたということ、私に報告が上がっているのは、この所管事項説明は九月中旬ごろ担当部局からあったということでございます。

○宮崎(岳)委員 ちなみに、これもちょっと前にお伺いしたことがあると思うので、一応確認ですが、加計孝太郎氏とは大臣は事前に面識はないということ、それから、御挨拶においでになるといふのは、これはどなたの御紹介で御挨拶に来たということになるんでしょうか。

○松尾政府参考人 お答えいたします。平成二十八年、昨年の九月六日、加計学園との面会でございますけれども、その際に松野大臣からは、加計理事長とは面識がなかったというふう聞いております。

また、どういうふうにしてセットされたかという先生の御質問でございますが、就任直後の御挨拶を目的とした多くの面会の申し込みがあった中で、加計学園からも面会したい旨の事務的な連絡があったということで、事務的にセットしたというふうには承知しております。

○宮崎(岳)委員 この三大臣に、八月二十三日、山本農水大臣にお会いになって、九月六日、文科大臣にお会いになって、そして九月七日に山本幸三地方創生担当大臣にお会いになった。

確かに大きな大学グループの理事長さんであると思えますけれども、この短期間に、用件もわからずに、ただ御挨拶ということ、多忙をさわめる大臣にお会いになるというのは、やはり私は甚だ不自然だという感を拭えないのであります。

いずれにせよ、その御挨拶に来た後に、実はこの間挨拶に来た加計学園の理事長さんは今獣医学部の新設を国家戦略特区でやろうとされている方なんです、こういう御説明が専門教育課からあったんだ、こういうお話でよろしいんですね、義家副大臣。

○義家副大臣 新設が加計学園云々というお話ではない所管事項説明であるというふうに認識しております。

○宮崎(岳)委員 では、加計学園という名前を出さずに説明があった、そういう意味ですか。

○松尾政府参考人 九月中旬の所管事項といいますが、でございますけれども、これは獣医学部全体に関します懸案事項といいますが、大きな懸案事項ということでございます。したがって、そこは、これまでの特区の経緯でありますとかそういったことを説明したということでございます。

るの申し上げておりますように、加計学園といふのはその後出てきているものでございますし、具体にはですね。したがって、獣医学部の新設に関するさまざまな懸案事項を当時は説明したということだと思っております。

一つ一つどのような説明をしたかというのは今定かにはございませんけれども、獣医学部全体の懸案事項ということだと承知しております。

○宮崎(岳)委員 だって、十五回も構造改革特区で提案されて、具体的な提案は加計学園のものしかなかった、こういう御説明を総理みずから何度もされているから、こういうお話を伺うのでありまして、それであればなおさらおかしいというこ

とになるじゃありませんか、加計学園というふう  
に決まっていないうか、そこが有力だとかと  
いう話が九月中旬の時点でないということであ  
らう。

では、なおさら何で、三月十三日の参議院予  
算委員会総理は、具体的な提案は加計学園しか  
なかったんだ、十五回も提案されていて、ここ  
が有力だということはみんな知っていたんだ、こ  
ういってお話を、所管の大臣にもその説明が、  
就任後一カ月半たったときの説明でもない。こ  
ろが、急転直下、だつて、この後にいろいろや  
りがあったわけですよ、文書が出てくる。ま  
あ、文書は怪文書だとか何とかという話にな  
っていますけれども、今週中に調査結果が明らか  
になるといふことなので、実在した文書だとい  
う話になると思いますけれども、少なくとも一  
部は、一部わからないことがあるでしょうけれ  
ども、それはちよつと、非常に不自然な説明じ  
やないかと思ひます。

もう一つ、お伺ひいたします。  
昨日の夕方、国家戦略特区諮問会議の八田達夫  
座長らメンバーが会見を行いました、この加計  
学園の選定には一点の曇りもない、こういったお  
話を、説明をされたわけでありましたが、その中  
で、朝日新聞の記者だと思ひますが、質問が出  
ました。

昨年の十月十七日に、特区ワーキンググル  
ープが京都府と京都産業大学にヒアリングを行  
つて、獣医学部新設に関する提案を聞いていま  
す。ところが、十月ですから五カ月ぐらいの間  
、ホームページにも掲載されなかったんですね、  
どういふヒアリングを行つて、どういふ資料が  
提出されたといふことが。

その間に、三月十三日、先ほど申し上げまし  
た、安倍総理が、これは社民党の福島みずほ議  
員だつたかと思ひますが、この加計学園問題に  
ついて質問を受けて、いや、熟度の高い具体的  
な提案は加計学園のみだつたんです、今治市  
のみだつたんです、こういう御説明をされて  
おります。

ところが、その三日後に、ホームページに京  
都産業大学の提案が載つて、二十ページ以上  
ある非常に充実した提案が明らかになった、こ  
ういふ流れなんです。

実は、これが載つたのは、マスコミから問  
い合わせを受けたからなんです。ちよつとその  
参議院の審議がありました三月十三日、これは  
月曜日ですけれども、朝日新聞の方から、何  
か昨年十月に京都からのヒアリングを行つた  
らしいけれども、ホームページに載つていな  
い、京都に聞いたら、載つていないんだけ  
れども、どういふことですかと提案を受けら  
れて、その後、京都府の方に、国家戦略特区  
の事務局なんだろうけれども、内閣府の方  
から問い合わせがあつて、掲載しますけれ  
ども内容を確認してください、これで間違  
いないという質問が来たんだそうですね。そ  
れで、三月十六日に載つたんですね。

総理は熟度の高い提案は今治だけだつた  
とおっしゃいましたけれども、実際には、京  
都産業大学の提案を見つかるまで隠して  
いた、こういったと言わざるを得ないと思  
ひますが、これについては内閣府の方  
はどのように受けとめられていま  
すか。

○川上政府参考人 お答え申し上げます。  
昨年十月十七日に京都府等からのヒア  
リングがあつたわけですが、このヒア  
リング資料につきましては、ワーキン  
グの運営要領に基づきまして、座長  
の御判断で当面公表を見送ること  
としてございました。この御判断は、  
今治市の提案資料や議事要旨を非公  
表としていた中で、京都府等の提  
案だけを公表すれば不公平な取り扱  
いとなるおそれがあり、公平性を重  
視されたものといふふうに承知して  
ございます。

なお、八年かけて積み上げた今治市  
の提案と比べて、昨年十月に初めて  
詳細が示された京都府等の提案は  
十分な具体性がなく、また京都府  
等からも、直ちに開設するものでは  
ないとの意向を確認していたと承知  
してございます。

その後、事業者の公募等の手続を  
経まして、本年一月二十日に獣医学  
部の新設が決定されたため、関係  
資料の公表手続を進める中で座長  
の御了解も得られたことから、本  
年三月十六日に京都府等の提出  
資料と議事要旨を公開したもので  
ございます。

マスコミとの関係でございませ  
んけれども、内閣府には、日々さ  
まざまな問い合わせや取材をいた  
だいてございまして、個々の取材  
について記録を残してございませ  
ん。御指摘の京都府及び京都産  
業大学の提案に関する取材があ  
つたかどうかといふことについては、  
確認できていないところでござ  
いませぬ。

いづれにいたしましても、今申  
し上げたとおりの、当時、今治市  
のヒアリング資料を三月六日に公  
表したことに続きまして、でき  
るだけ速やかに京都府の資料も  
公表できるよう作業を進めていま  
すといふところでございます。

○宮崎(岳)委員 京都府の方に  
問い合わせがあつたのは三月十  
三日以降だといふふうに聞いて  
おります。何方もたつてい  
る話ですよ、きのうきよ  
うヒアリングしたわけじゃない  
んですから。たまたま取材が  
来たのと同時に公表して、三日  
以内に始めました。しかも、  
国会では、この選考過程が不  
透明じゃないかといふことで  
質疑が行われている真つ中  
ですよ。こんなことは余りに  
都合のいい偶然じゃないか  
といふふうに思ひます。きの  
うの会見で八田座長も、ど  
ういふ手違ひがあつたのかは  
聞いていないのか、たまたま  
イメージが合つたんじゃない  
か、こんなお話しもされて  
いるわけでありませぬ。

少なくとも、ことしの一月に  
既に選定は終わつてい  
るわけですよ。それが三月の  
、しかも国会で既に問題にな  
つてから公表されて、しかも、  
総理本人が、具体性のある提  
案が一つしかなかったとお答  
えになった後に資料が出てく  
るといふのは、余りに不誠実  
じゃないかと私は思ひます。

さらに申し上げれば、今、京  
都の提案は熟度が低いといふ  
ようなお話があつたんです  
が、それも、今治が出して  
いた資料といふのはA4二  
枚のものであつて、実質一  
枚半ですが、日本再興戦  
略の引用などがあります  
から実質一枚程度のもの  
だつたんじゃないかと思  
ひます。その前の構造改  
革特区のときに出してい  
ますよと言ひますが、そ  
こにはほとんどカリキュ  
ラムなんか書いていな  
いんですよ。

構造改革特区と国家戦略特区、  
そもそも法の趣旨が違  
うじゃないですか。国家  
戦略特区の第一條には、  
地方の活性化なんて言  
葉は一言も入っていない  
んですよ。四国に獣医  
学部がないから産業動  
物獣医が不足するとか  
いふのは、国家戦略と  
関係ないじゃないですか。  
そうですね。

国家戦略とどういふ関係がある  
んですか。内閣府の方  
からお答えいただけますか。  
獣医学部が足りないとい  
ふのは国家戦略なん  
ですか。

○松本副大臣 これまでも答  
弁をさせていただいて  
おりますけれども、新  
たにさまざま、例えば  
鳥インフルエンザなど  
のそういった感染症の  
拡大に伴つて、これら  
に対応するといふのは  
大変国家的な課題であ  
るといふことで、それ  
に対応するのは急務  
であるといふような  
、そうした考え方。ま  
た、新たなライフサイ  
エンス分野に対応した  
人材を育成しなければ  
ならないといふ、そ  
うした国家的な課題に  
基づいてこうした取  
り組みといたすもの  
を進めてきたところで  
あります。

なお、そうしたことが目的  
でありまして、いわ  
ゆる地域の偏在とか  
いふような話は直接  
の目的ではありません  
けれども、しかしな  
がら、こうした取  
り組みを進めていく  
ことによつて、そ  
うした課題も解決  
することができると  
いふことを累次答  
弁させていただいて  
いるところであり  
ます。

それを、獣医学部が四国にないから牛、豚の獣医さんが足りなくて地域が困っているとか、それは大変な課題ですよ。でも、だからこそ構造改革特区で、構造改革特区の方は、法の趣旨、目的の中に地域の活性化というのがあるからそういう提案をされて、そのときに資料も出しているけれども、その資料というのは、四国がいかにそれが足りないかとか、獣医さんがいかに畜産のブランド化ができるんだとか、そういう話ですよ。それは、だって、国際戦略と関係ないじゃないですか、国家戦略と。

それを、先ほど川上さんが言われたとおり、京都の提案が薄くて今治の提案が濃いという話、あるいは、これまでもいろいろな方が御答弁されているとおりに、構造改革特区の方で何枚の資料が出ましたとか、全然違う制度のもとで出している資料が、何で参考になるんですか。

絵画で、例えば美大を受験するのに、あなたは日本画を描いていますから彫刻の試験は免除しますみたいなことになりませんか。そうはならないでしょう、だって制度が違うんだから。だから、何でそうなっているんですか。川上さん、どうですか。

○川上政府参考人 お答え申し上げます。規制改革提案に係る審査につきましては、過去の特区提案も引き継いで総合的に行うこととしてございます。そもそも、提案の熟度は、提案書のページ数ではなく、内容に着目して判断すべきものというふうに考えているところでございます。

その中で、この獣医師学部の新設が実現いたしましたのは長年の検討が実を結んだものでございまして、とりわけ、いわゆる人獣共通感染症が国際的に拡大する中で、水際対策の強化や先端ライフサイエンス研究の推進など、獣医師が新たに取組むべき分野の具体的な需要が高まっている、このような獣医師を取り巻く状況が近年になって大きく変化をする中で、段取りを踏んで、今回実現をしたということで承知をしているところでございます。

○宮崎(岳)委員 何か、言えはいいってものじゃないと思うんですけどもね。

全然、国家戦略として四国に認めるという話になっていないですし、大体、提案の熟度が、それは量の問題じゃないと言われますよ。それはそうかもしれないですけども、A4一枚しか出ていないところと二十枚しか出ていないところがあつて、二十枚のところは熟度が低いという判断になりますか。実際読んでみたら、別に熟度は低くないでしょう。土地を確保して、それをもらえる約束になっているかとか、そういうところが熟度じゃないですか。

でも、それは、事前に今治が情報をもらっている、事前にボーリングをしていたとか、そういう事情がある。官邸にも、二〇一五年の四月二日に今治市の企画課長さんですよ、市の企画課長さんが官邸に呼ばれるということが、これはどれだけのことなんですかということでしょう。

そうやって差をつけておいて、自分たちで差をつけていたところについて、その熟度が足りないというのには余りに不誠実じゃないですか。川上次長、いかがですか。

○川上政府参考人 お答え申し上げます。

私も、いろいろな観点から検討いたしました、今治市の提案の方が事業の早期実現性という観点から熟度が高いと判断したものでございますけれども、具体的に申し上げますと、例えば、今治市は、専任教員の確保という面で京都府等と比べてすぐれていたというようなこと。

あるいは、水際対策において、今治市は、四国知事会等が要望するなど広域的な対策を強化する具体的なアクションを起こしておりましたことに對しまして、京都府等は、獣医学部のある大阪府との連携が必ずしも確保されていないなど、不十分と評価せざるを得なかったこと。

また、獣医学部の設置は地域の活性化に大きく貢献する必要がありますけれども、京都府等の提案はその具体性がない反面、今治市は、まち・ひと・しごと総合戦略等に位置づけた上で、卒業

生を地元の産業動物分野に就職させる奨学金の仕組みなどの工夫を凝らしていること。

あるいは、カリキュラムの内容につきまして、京都府につきましては水際対策の部分が薄いのに對しまして、今治市の方は、現場体験学習等を通じて卒業後に産業動物を扱う分野に進むよう誘導するとともに、畜産業のみならず、地元の水産資源を対象とした感染症対策など、地元固有の資源に着目した、より具体的な内容となっているというふうなことで、これらを総合判断して、より熟度の高い、事業の早期実現性があるというふうに判断をしたということでございます。

○宮崎(岳)委員 今の御説明、語るに落ちたつて、こういうことですよ。

だって、今、地域の活性化に資さなきゃならぬけれどもそういう要素が薄いか、産業動物分野に誘導することになっているとか、これはさつき、国家戦略特区の趣旨、目的と関係ないという話を私がしたばかりじゃないですか。そうでしょう。今の話は構造改革特区の話ですよ。全然違うんですよ、そのことを挙げて。

連携も、京都の提案は、獣医学部のある大阪府立大ですか、その連携が十分でない。でも、京都大学のIPS研究所と連携して鳥インフルエンザ対策をやると言っているわけでしょう。それは後から理屈をつけられれば幾らでもつけられるというだけの話で、たかがこれぐらいの五分、十分の話の中でも矛盾している話ですよ。

私は、別に獣医学部をふやしてもいいんですよ。前も私はお話ししたと思いますけれども、例えば四国四県の獣医師の不足、これは全部合わせても群馬県一県の不足に届かないんですよ。別に四国が特に不足しているというわけじゃないんですよ。宮崎県だつてすごい不足していますよ、いろいろ口蹄疫とか大変なこともありましたから。

だから、やってもいいんですけども、やるのであればやはり公平にやらなきゃだめでしょう。特定のところを通すとか、特定のところは排除するとか、そういうことをやって、今みたいに、法

律に書いていない、法律にこういう目的ですよと書いてあるそのことの附属、さつき松本副大臣が言われた、おまけとしてこういういいこともありますよというのばかりですけれども、法律の趣旨、目的に関係ないところで、熟度が十分じゃないから落としますとかというのは全く筋違いの話じゃないかというふうに思わざるを得ないんですよ。

きょうは藤原豊審議官にもおいでをいただいているのでちょっとお伺いしたいんですが、木曾功さんという内閣官房参与を務めていた方がいらつしゃいました。昨年の九月まで内閣官房参与だった、文科省のOBの方であります。

この方が、五月と九月に参与室に藤原さん呼び寄せて、獣医学部新設の件も含む国家戦略特区の制度について、特区制度の事務方トップである藤原審議官に説明を求めた、こういう御説明でした。木曾さんは、前川さんにも、よろしく頼むという話をされたということでもあります。

この木曾功さんは、内閣官房参与在職中の昨年四月に、加計学園の理事兼加計学園系列という傘下の千葉科学大学の学長に就任をされている。当時、審議で藤原審議官は、そういう職に木曾さんがついているというのは全く知らなかったというふうなことを言っていますけれども、当時はそういうこともないわけじゃないかと思いましたが、その後の審議の様子を見ると、そんなことを知らなかったとは思えないんですよ。本当に知らなかったんですか、藤原さん。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

別の委員会でも、以前、宮崎委員の御質問にもお答えさせていただきましたし、また、その他の委員会でも御答弁させていただきましたけれども、当時の木曾内閣官房参与がどのような民間事業の役職を兼ねていたかにつきましては、全く存じ上げておりませんでした。

○宮崎(岳)委員 だって、内閣官房参与といつたって、全然関係ない世界遺産の担当でしょう。その人から国家戦略特区について説明しろと言わ

れば、どういふことかと思ふんじゃないですか。

木曾さんの名前を検索すれば、最初に出てくるのは、ウイキペディアの木曾さんのページということになりますけれども、当然、当時のことはわかりませんけれども、今は千葉科学大学の学長として出てくる。次に、木曾さんの公式ホームページというのが出てきます。これは公式ブログですかね。ところが、今、記事は三つしか載ってなくて、少なくともトップページを見ると三つしかない。一番上が、千葉科学大学の学長に就任しましたというもので、一番下、一番下といつても三つ目ですけれどもね、三つ目は、内閣官房参与に就任しましたというものです。これは普通、調べませんか。本当に知らないんですか。

しかも、木曾さんというのは、内閣官房参与ですけれども、これは非常勤ですよ、一日、日当二万四千円余りだったと思えますけれども。

つまり、これは副業ですよ、官房参与はね。本業は何ですか。千葉科学大学の学長じゃないですか。この人が本業は何をやっているかということとを知らないで説明されるんですか。どうですか、藤原さん。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

私ども、他の内閣官房参与などから場合も同じでございますけれども、政府内の幹部から、特区の制度につきまして、あるいは最新の状況につきまして、いろいろな御説明をするようにという御注文を、昨年、あるいはおととしも、そういった一般的な御説明の要請がございます。その一環として、事務方として、木曾当時参与にも御説明をさせていただいたということでございます。通常の業務の一環であるというふうに考えてございます。

繰り返しますが、木曾当時参与がどのような民間事業の役職を兼ねていたかにつきましては、全く存じ上げられておりませんでした。

○宮崎(岳)委員 もう、そんなばかなどしか、今そういう声がちょっと議場から上がりましたけれども、

ども、そうしか思えないですよ。

例えば、萩生田副長官から説明しろと言われた、それは調べませんよ。だって、萩生田さんがどういふ人か知っているから。でも、内閣官房参与から説明しろと言われて、この人は所管でもないのに何で聞くのかなと普通、考えませんか。実際に加計学園の関係者だったんだから。大幹部でしょう。もしそれを言わないで説明を求めたとしても、そっちの方がよっぽど不誠実じゃないですか。

聞く方だって、それを知らないで説明していたんだつたら、それで、申しわけないけれども、役所の仕事はできるんですかと云わざるを得ないですよ。だって、本業なんですよ、副業じゃないんですよ。たまたま兼任しているとかじゃないんですよ。主な仕事は学長なんですよ、この人は、一番の仕事が。兼任で内閣官房参与をやっているという状態ですよ、この五月とか九月にはね。

きょう萩生田副長官にもおいでいただいたんですが、木曾さんは、どういふ経緯で加計学園の理事とか千葉科学大の学長に就任されたんでしょうか。

といいますのは、今申し上げたとおり、官房参与と在職中に就任をされているんですよ。届け出があるのかどうか、そういう制度的なことはわかりませんが、少なくとも報告的なものは上るんじゃないですか、私、このたび仕事が変わりましたと。副業で、あるいは非常勤で官房参与をやらせてもらいますけれども、本業の方はこれこれこう相なりましたので、どうぞ、何かひっかかりがあったら言ってくださいとかという話になりませんか。どうですか、副長官。

○萩生田内閣官房副長官 お答えします。

まず、木曾さんがどういふ経緯で法人の理事になられたか、あるいは学長になられたかという経緯は全く存じ上げません。

念のため、内閣官房参与は、一般職の非常勤の国家公務員でありまして、国家公務員法の兼業禁止規定は適用除外となっているため、兼業の届け

出は必要とされておりません。

○宮崎(岳)委員 副長官、その説明は通らなくないですか。

だって、副長官は千葉科学大学の客員教授じゃないですか。木曾さんの部下じゃないですか。自分の上司がかわったんでしょ。自分の上司が内閣官房参与で、一緒に内閣官房にいるわけでしょう。全く存じ上げませんか。

普通は挨拶しませんか、どつちからかわかりませんが、今度、あなたが客員教授をやっている大学で私の方は学長になりますとか、あれ、今度学長になられたんですね、私は客員教授をやらせてもらっています、よろしくお願いしますとか言わないんですか。全く何にもないんですか。

○萩生田内閣官房副長官 官邸内で木曾さんとお会いしたことは一度もないです。

私も、昨年の四月の入学式の案内に学長変更の案内があったんですけども、その人が内閣官房参与の木曾さんと同一人物だというのは、そのときは存じ上げませんでした。

○宮崎(岳)委員 では、いつ知ったんですか、千葉科学大学の学長だというのは。

○萩生田内閣官房副長官 その入学式の案内ももらった後に、いつごろかはちょっとわかりませんが、何かの書物でそのことを確認しました。ああ、参与の方なんだということを承知しました。

側近の一人であられる萩生田さんが、自分が客員教授をやっているところに総理が行って、そういったことがわからないものなんですか。私はそこがよくわからないですよ。

そういうこともあるだろうと、それは千葉科学大学の学長が官房参与をやることはあると思えますけれども、そのことを全く知らずに説明していたとか、入学式の案内で気づいて、その後書物で見ただけでも、同じ内閣官房の人間だけれども一切コンタクトもなかったことがありません、何も知りません、そしてそのままこの獣医学部の選定の問題になだれ込んでいきましたという御説明は、ちょっと不自然じゃないですか、副長官。

○萩生田内閣官房副長官 私は、内閣官房副長官としてこの委員会に出席して、きちんと答弁をしているつもりでございます。うそで、たぐらめをここで言うほど不謹慎なことをするつもりは全くありません。

大変申しわけないんですけども、内閣官房副長官の仕事は本当に日々、本当に忙しい毎日でありまして、参与の方たちと接触する機会というのはまずありません。同席をしたりとか話し合いをする機会もございませんし、また、大変申しわけないんですけども、総理に近いとか近くないとかで、お互いの日程は全くわかりませんよ。公務で活動していることは承知してはいますけれども、総理が公務で外へ出るときに、どこに行くのか、何時何分誰と会うのか、そのことは私どもは承知をしておりますので、全く承知をしております。

○宮崎(岳)委員 これ以上言ってもということなんでしようけれども、でも、御自分が今でも客員教授をやっているらっしゃるし、落選中は給与もいただいていたわけでしょう。別にそれはいいですよ、お仕事をされていて給与をいただくんだから、いいんだけれども、しかし、その学長が誰になつていくかわからなかったとか政府に関連しているかわからなかったとか、総理が行ったけれどもそんなことも知らないとか、そういうことにな



るのかなというのが、正直疑問であります。

もう一つ、ちょっと別の件でお伺いいたします。大学設置認可について伺いたいんです。

文部科学省、今、大学設置・学校法人審議会、この加計学園が新設する獣医学部を認可するかどうかということ議論されていると思えます。八月に結果が出るということだと思っております。認可すべしという答申がおりる可能性もあれば、保留になるとか、あるいは取り下げて再申請とか、いろいろなケースが考えられる。

これは、特区の事業者として認定するのと、学校として開設するのは、全く別の手続ということになると思えます。実際に、例のいろいろ、文科省の内部文書と言われるものにも、これは別の手続であるということが出てきましたね。

そうすると、通常であれば、これは、例えば、そのときに条件を満たせなかった、十分満たしているかと判断されない、そうすると来年の開学はだめだね、しかし、その後、続きで、再来年開学オーケーとか、こういう結論が出たりとか、とにかく、開学するための教員確保とかそういうものもろの条件をきちんと果たすように、いろいろ助言も行われて、その基準が満たした時点で開学、こういうふうになると思っておりますが、今回の場合は、いわゆる内閣府と文部科学省の共同告示というか、内閣総理大臣と文部科学大臣の共同告示であります。平成三十年度に開学する、こういう条件が付されている。そうすると、もしことし学校設置の認可の条件を満たせなかった場合、通常であれば来年ということに先送りになるだけなんです。これは、ことしできなかつた瞬間に、もうこの共同告示の条件から外れてしまうということになりますね。

京都産業大学が実は獣医学部の新設を諦めたのも、もちろん空白地という条件もありましたけれども、この平成三十年開学という日程が余りにタイトだということが、教員を集めることが難しい、こういうことが最大の懸案だったと聞いております。

実際、これは、もし平成三十年度の開学というのが大学設置・学校法人審議会に認められなかった場合は、どうなるんでしょうか。

これはどちらに聞けばいいかわからないんですけれども、義家副大臣、お答えになりますか。

○松尾政府参考人 お尋ねの設置の関係でございますけれども、今回の国家戦略特区、獣医学部の新設は、これは、国家戦略特区のプロセスにおいて検討が行われ、平成三十年度に開設する獣医学部の新設を認めるということとしたものだと思っております。

現在、三十年四月の開学に向けての申請について、大学設置・学校法人審議会に審査中でございますので、先生から今お尋ねの件、審査の状況についてのお答えは、厳に差し控えていただきたいと思っております。

○宮崎(岳)委員 義家副大臣、私は審査の状況について聞いています。別にこれは加計学園じゃなくても同じですよ。もし、特区で三十年開学という条件がはめられている、別の手続である設置審の方で、それが、三十年開学でできないということになれば、その瞬間に、共同告示で定めている除外規定という条件に当てはまらなくなるんだから、そのときにどうするんですかと聞いています。もう一度、副大臣、お願いします。

では、松本副大臣、お答えください。

○松本副大臣 国家戦略特区の仕組みとしての立場からお答えをさせていただきたいと思っております。今、設置審をやっている状況でありますので、それがどうなるのかということをお答えしては見守る立場でありますので、基本的にはお答えは差し控えていただきたいと思います。お答えは、仮に御指摘のような事態が生じた場合には、国家戦略特区のプロセスにおいて、改めて対応について検討、判断されるものとなると考えております。

○宮崎(岳)委員 これは、内閣府と文科省の共同告示ということであります。義家副大臣の方からもお答えいただきたいんですが、では、今、内閣府の方の松本副大臣の御説明では、もし開学が先延ばしになった場合、当然認められるという話ではない、もう一度検討し直す、こういう御説明だったと思うんです。そういうことでよろしいんですか、義家副大臣。

○義家副大臣 まず、現在、大学設置・学校法人審議会に審査中でありまして、仮定の話とはいえ、設置の認可、不認可を前提に議論することは、公平性が求められる審査の過程に不測の影響を与えるおそれがあるため、この場では差し控えていただきたいと思います。

○宮崎(岳)委員 だって、今、内閣府の副大臣がそういうお答えをしたじゃないですか。では、文科省の方は言えないんですか。それはおかしいでしょう。だって、これは制度の話ですから、今後、ほかの大学とかになったって同じですよ。どうなんですか。義家さん、教えてください。制度の話で聞いているんだから。

いや、今、松本さんは伺いましたから。違うんですか。

○松本副大臣 誤解のないように一言申し上げたいと思っております。あくまでも一般論としてお話をさせていただいているということでありまして。

○宮崎(岳)委員 もちろんですよ。一般論ですよ。だって、告示が出ているんだから、この告示を満たせなくなつたときにどうなるんですかという話をしているだけですよ。義家副大臣、お願いします。

○松尾政府参考人 一般論として先ほど松本副大臣は申し上げたと思いますが、私も設置認可を担当している部署といたしましては、やはり先ほど義家副大臣から御答弁いたしましたとおり、仮定の話とはいえ、設置の認可、不認可、それを前提とした議論をすること、これは、公正性が求められる審査の過程に不測の影響を与えるというところがありますので、この場では差し控えていただきたいと思います。(宮崎(岳)委員)そんな答

弁はおかしいでしょう」と呼ぶ)

○北村委員長 宮崎君、許可を得て発言してください。

○宮崎(岳)委員 申しわけありません。その答弁は余りにおかしいですよ。だって、告示が出ているんですよ。全く仮定の話をしているわけじゃないですよ。告示が出ているんだから、平成三十年開学というふうになっているんだから、これを満たした場合は満たせなくなつた場合、別に設置審は関係なくてもいいですよ。

では、もし三十年開学という条件が、別に設置審とは関係なくてもいいけれども、満たせなくなつた場合はどうなるんですか。天変地異とかで満たせなくなることだってあり得ないわけじゃないですよ。これは義家副大臣、どうですか、満たせなくなつた場合は、これは当然、そのまま翌年に持ち越されるといふことにはならないですよ。

○義家副大臣 繰り返しますが、設置審の議論というのは極めて重い議論でございます。これは静ひつな環境で学術的、専門的に議論が行われているところであります。今、文部科学省の副大臣として、仮定の話とはいえ、認可、不認可を前提に議論することは差し控えてさせていただきます。

○宮崎(岳)委員 前提にしないんですよ。不認可を前提に話をするらわわかりませんけれども、認可された場合はこうです、不認可の場合はこうですという一般論を聞いていただけですよ。何で答えられないんですか、そんなことが。教えてください。

○義家副大臣 担当省庁の責任者の一人として、現在静ひつな環境の中で議論されているものについて、認可、不認可等々を前提に議論することは差し控えていただきます。

○宮崎(岳)委員 では、設置審とは関係ないところで、平成三十年に開学できませんでした、こういう話になったときはどうなんですか。いわゆる共同告示というのは出しているわけだから、この



共同告示には平成三十年開学というふう書いてある。平成三十年開学じゃないところはどうか。これはそもそも開学できないということになるんですか。別に今回の設置審の結果が云々ということではなくて、どうなるんですか。

○宮崎(岳)委員 繰り返しますが、今設置審にかかって、設置審で現在進行形で議論が行われているところでありまして、そういった渦中であって、設置審を関係なくという前提に我々は立つ立場ではありませんので、設置審でしっかりと議論されること、それを守っていくのがまずは文部科学省の役割だろうと思います。

○宮崎(岳)委員 ここは国会ですよ。私は設置審の議員の皆さんのように有識者ではないかもしれないけれども、一応、義家副大臣も私も、国権の最高機関たる国会の一員として私は聞いておりますし、その国会に選ばれた内閣の副大臣として、行政府の一員として義家さんはお答えになつていられるでしょう。

確かに、設置審は重要だというのはわかりますよ。しかし、私は制度の話をしていられるんです、共同告示というのを出したから。共同告示というのが出ていられるんですから、それについて説明する義務があるんじゃないですか、行政府は。違うんですか。答えてくださいよ。

○義家副大臣 お答えいたします。

今回の国家戦略特区における獣医学部の新設については、内閣府、農水省、文科省が連携して、国家戦略特区のプロセスにおいて検討を行い、平成三十年度に開設する獣医学部の新設を認めることとしたこととございます。このことと現在設置審で議論されていることは、当然つながって今設置審で議論されているわけですから、その結論について私が言及することは差し控えてさせていただきます。

○宮崎(岳)委員 だから、その共同告示の内容を満たせなかった場合はどうかと聞いているんじゃないですか。ごく単純な質問ですよ。さすがに答えてくださいよ。

松尾審議官、ちょっと、きちんと整理してお答えいただけますか。

○松尾政府参考人 繰り返しになって恐縮でございますけれども、国家戦略特区のプロセス、これは、現在プロセスの検討が行われ、三十年度開設の獣医学部の新設、これについては認めることとなったわけでございます。そのプロセスに引き続きまして、大学設置・学校法人審議会で現在審議中でございますので、それはしっかりと教務的な観点から審査をするということでございますので、その結果を云々することについてはお答えは差し控えていただきたいと思います。

なお、一般論として、先ほど松本副大臣の方から特区のプロセスについては御説明されたというふうに承知しております。

○宮崎(岳)委員 では、松本副大臣に確認させていただきます。

今、義家さんと、紙で口を隠しながらお話しされていまして、いろいろアドバイスされたんだと思えますけれども、松本副大臣で結構です。

特区のプロセスの中で、もう一度確認しますけれども、平成三十年開学という共同告示の条件が満たせなくなった場合は、自動的に翌年に持ち越されるということではない、もう一度、一定のプロセスの中で再検討される、こういうことではないんですか。

○松本副大臣 先ほど一般論としてお答えをさせていただきましたけれども、特定の事項にかかわるような、そういうことに関しては、お答えは差し控えてさせていただきます。

○宮崎(岳)委員 だから、今回の共同告示についてはどうかと言っているんです。今回の共同告示についてです。

○松本副大臣 今回の共同告示という自体がそれを特定している事柄になりますので、いろいろと今審議をしている状況でもありますので、お答えは差し控えてさせていただきます。

○宮崎(岳)委員 では、今回じゃなくてもいいです。

すよ。告示で、もともとつくれないという学校はいっぱいありますよ。いっぱいはないか、船員とか歯科医師とかそういうことですかね、獣医のほうは。つくれないとされているものをつくれるということに除外を決めた、告示で決めた、その告示の条件が満たせないところというのはどうするんですか、満たせなくなった場合は。松本副大臣、お答えいただけますか。

○松本副大臣 一般論としてのお話は、先ほどさせていただきます。

○宮崎(岳)委員 もう一度お願いいたします。

○松本副大臣 あくまでも一般論としてでありまして、改め対応について検討、判断をされることになると考えております。

○宮崎(岳)委員 改めて検討し、判断される、こういうこととございます。わかりました。

それから、ちょっと萩生田副長官に伺いたんですが、文科省の内部文書の真偽の調査が全然公表されませんか。

その中で、週刊朝日の六月二十三日号ですが、前川氏が証言をして、文科省天下り問題の調査のときに、再就職等監視委員会ですか、ここが全ての資料を出せと言っているので出そうとした、そうしたら、杉田官房副長官が、外務省と内閣府にかかわるメールは提出するな、こういうふうに行った、他省庁に及ぶ証拠は出すなと言った、こういう証言をしているわけですか。実名で証言されています、当事者ということですから、一定の信憑性はあると思うんです。

現実に萩生田副長官が担当されているはずなんだと思うんですが、これは違うのかな、全府省の調査ですね。文科省は調査結果が出ました、最終報告。全体の調査をするというふうには、ことしの二月だったと思いますが、言われていて、なるべく速やかに出すんだと言っているけれどもいまだに出ていなくて、今、国会も会期末を迎えようとしております。

とりあえず、天下りの方のその調査結果は速やかに出るといふことなのか、そしてその中に、先ほど言われた、内閣府や外務省と文科省がメールでやりとりしたその内容というのは入っているのかどうか、お答えいただけますか。

○萩生田内閣官房副長官 まず、杉田さんと前次官のやりとりについて、私、承知しております。そういうやりとりがあったかどうかは承知しておりません。

現在行われている天下りの全庁調査につきましては、内閣人事局で責任を持って精査をしているところでありまして、OBを含めて、ほぼ調査内容がまとまりつつありますので、もちろん、会期中にきちんと皆さんにお伝えできるようにしていきたいと思っております。

○宮崎(岳)委員 でも、杉田副長官が、もし、内閣府や外務省にかかわるものは再就職等監視委員会に出すなど前川氏に言っていたとしたら、これは大問題じゃありませんか。調べてはいるんでしょう、そういう発言があったかどうか。調べていないんですか、確認しないんですか。

○萩生田内閣官房副長官 済みません、私の通告にはそれはなかったもので、調べていないし、週刊朝日も読んでいないのでわからないんですけども、再就職監視委員会は独立した機関でありまして、調査権を持っていますので、どなたかが、これは出すなとか、これは出さないでいいみたいなことを言ったとしても、そんなことは関係なく、きちんと必要な書類は中に入って調査ができる仕組みになっていますので、そのような事実はあり得ないと思っております。

○宮崎(岳)委員 だって、強制捜査権があるわけじゃないじゃないですか。隠そうと思えば、それは隠すことはできませんよ、隠そうとすることは。完全に最後まで隠し切れるかどうかは別として、隠そうとすることはできるんじゃないんですか。

私は、確かに通告はしていません、この話は。ただ、今の全府省調査の担当者だから、当然、これは質問されるかされないかにかかわらず、一定のことのお答えはできるんだらうと思つて何っ

ているんです。

では、そういう、メールを隠せということとは知らないという事はわかりましたけれども、まだ発表前ですけれども、文科省と外務省とか内閣府とか天下り問題でやりとりした、そういう事項は今調査対象に含まれているんですか。

○萩生田内閣官房副長官 申し上げたとおり、徹底した調査をしておりますので、もしそういう事実があるとするれば、明らかにするはずであります。すかという事です。

さすがに、当時言っていたのは、年度内には何とかなるのかな、年度内には間に合わないかなと言っていて、国会が終わるまでそれが出てこないとは思いませんよ、通常国会が終わるまで。しかも、あれだけ官房長官が、前川氏が潔くやめないと、天下りを根絶するんだとか大見え切つて、全府省調査の結果がまだに出ないというのはいかぬことですか。

国会は終わるんでしょう、十八日が会期末ですよ。まあ延長されるかどうかはまたこれからなんですけれども、それまでに出されるんですか、全府省調査の結果は。

○萩生田内閣官房副長官 内閣人事局が組織をされて三年目でありまして、初めてこういった集中的な作業が突発的に発生をして、限られた職員の中で全力で事に当たっております。加えて、職員のみならず、外部の有識者の人たちにも入っていたということ、弁護士さん等にも複数名委任をしまして、そして、そういった方たちとも調査をしております。

対象人員が多いことと、それから、現職の人たちのヒアリングは直ちにできるんですけれども、OBの皆さんとは文書でやりとりをし、そして、懸念事項があった場合に、改めてアポイントメントをとって、その外部の人たちも同席のもとでヒアリングをしたり、あるいはその書類の再提出をしていただいたりしておりますので、私が承知している限りでは、職員の皆さんは誠意を持って全

力ですら当たっていると思えます。

私の感覚としては、これは、会期が終わつてから出すというのでは、皆さん方にきちんとした説明ができないと思えますので、担当は山本大臣でありますけれども、私、人事局長という立場で、きょう答弁をさせていただくとすれば、会期内にはそのことを明らかにできるように、今、最後の詰めをさせていただいていこうと、今、最後の詰めをさせていただきます。

○宮崎(岳)委員 これは会期内に出るんだつたら、ちゃんとその審議をしてくださいます。

これは委員長にも申し上げますけれども、今、全府省調査が出て、農林水産省関係のことがあつたら、農林水産委員会できちんとその審議を持っていたら、農林水産委員会できちんとその審議を持っていたら、他委員会でも、これは全府省調査ですから、ぜひ審議いただくようお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

○北村委員長 後刻、理事会でも議論いたします。

○宮崎(岳)委員 萩生田副長官が、きちんと会期中に出すということをおっしゃつたということを取クノートさせていただきます。

最後に伺います。  
二〇一五年四月二日に、今治市の職員がお二人、首相官邸の方に行かれていて、一時間半滞在をされているというのが今治市側の記録に残っております。誰と会つたかわからない、こういう御説明なんですけれども、官邸はそんなに巨大な組織じゃありませんし、そんなに一端の職員がそういう方と会うわけじゃないから、大体、どなたが会うかというのをはわかっていと思ふんですけれども、これは本当に、誰と会つたか、何の用だつたかわからないということなんですか、副長官。

○萩生田内閣官房副長官 総理大臣の官邸への入邸につきましては、通行証を貸与し、厳格に管理を行っております。通行証の貸与に当たり、訪問予定者に対し、訪問先への訪問予約届の事前提出を求め、入邸時に、これに記載されている内容と訪

問予定者の身分証とを照合し、本人確認を行つて

いるところなんです。このため、訪問予定者の入邸確認後、訪問予約届はその使用目的を終えることから、公文書管理法や関係規則等に基づき、遅滞なく廃棄するという取り扱いをしておりますところでございます。この入邸記録を確認しましたけれども、入邸の確認はできませんでした。

加えて申し上げるならば、参議院の席で、では、総理とはその時間に会つたのかということをお問われましたので、私、総理にも確認しましたし、総理室にも確認しましたけれども、その時間に今治市の職員と総理が接触した事実は全くございませんでした。

一般論で申し上げますと、地方自治体の課長さんたちが直接総理とお会いするということはまずあり得ないということも加えて申し上げておきたいと思ひます。

○宮崎(岳)委員 では、総理じゃなければ、どなたとお会いしたか。そんなに膨大な人がいるわけじゃないんだから、副長官が補佐官か秘書官か、可能性があるのはそれぐらいじゃないですか。ごく限られた十人ぐらいのメンバーでしょう。誰とお会いしたかわからないんですか。一職員と会い

ますか。会わないですよ。谷查恵子さんとお会いしますか。会わないですよ。誰もわからないんですか。調べる気もないんですか。

○萩生田内閣官房副長官 内閣官房の方でも調べてお答えをしております。現時点で確認はとれておりません。

ちなみに、二〇一五年四月は、私は官房副長官ではありませんでしたけれども、誠意を持って調査をして、参議院でも答弁しました。  
○北村委員長 宮崎君、時間が来ておりますので、申し合わせをしております時間の範囲内で。  
○宮崎(岳)委員 誠意を持って調査しているように見えないから、伺つております。

私からも加計学園の問題について、きょうは質問いたします。

この問題は、国家戦略特区制度を用いて、五十二年ぶりとなる獣医学部設置が選考される過程で、獣医師の需給判断や行政の政策決定過程がゆがめられたのではないかと懸念をしております。

まず初めに、獣医師の需給判断について伺います。まず、農水省に確認をします。

獣医師の需給については農水省の管轄とされております。活動獣医師については、農水省は、産業動物診療、公務員、小動物診療、その他の分野と分類をしております。そのうち農水省の管轄は、産業動物、公務、公務員の農林水産分野ですか、それから小動物診療で、今問題になっている新たな獣医学部についての、創業やライフサイエンスなど、新たな分野にかかわる獣医師については、その他の分野に分類されるというのが説明だったと思ひます。

まず大臣、この点、間違いありませんね。  
○山本(有)国務大臣 間違いありません。

昨年十一月九日の国家戦略特別区域諮問会議で、今回の獣医学部の設置につきまして、その取りまとめ文書には、①創業プロセスにおける多様な実験動物を用いた先端ライフサイエンス研究の推進、②地域での感染症に係る水際対策など、獣医師が新たに取り組むべき分野における具体的な需要に対応するためであるというように承知をしております。

昨年九月の第一回今治市分科会や本年一月の第三回広島県・今治市国家戦略特別区域会議での議論を踏まえれば、新たに取り組むべき分野に就業する獣医師の分類は、産業動物診療、公務員、小動物診療、その他のうち、先端ライフサイエンス研究につきましては、その他に分類されております。次に、地域での感染症に係る水際対策につきましても、その他に分類されて、學術拠点に所属する獣医師が当てはまるものというように考

えているところでございます。

○岡山委員 今答弁がありましたように、新たな獣医学部に関係する需給は農水省の管轄外ということで確認いたします。

しかし、安倍首相が六月五日の衆院決算委員会で、我が党の宮本徹議員に、今回の獣医学部決定は三大臣合意が全てと答弁しています。これは何を指すかという点、昨年の十二月二十二日に、山本幸三地方担当大臣、それから松野文部科学大臣、そして山本農水大臣の三名で、国家戦略特区における獣医学部の設置について文書で合意した中身を指しています。

農水省は、先ほど大臣から答弁があったように、新しい分野の需給については管轄外であるのに、なぜ昨年の十二月二十二日のこの文書で山本農水大臣は合意に名を連ねることになったのですか。

○山本(有)国務大臣 国家戦略特区による獣医学部の設置、そして、この合意文書に記載されています。一校に限ること自体につきましては、農水産省の所管するところではございません。

しかしながら、農水産省といたしましては、適切な獣医療を確保するという観点から、産業動物獣医師や農水産分野の公務員獣医師の確保を図るといふことを担当しております。これらの獣医師の需要動向について情報提供していく立場にあります。その意味におきまして、合意文書にかかわっているという認識をしております。

○岡山委員 いずれにしても、この十二月二十二日の文書で、責任を負うことになったわけですか。

そこで、合意文書を見ると、次のように書いています。丸が二つあるんですが、後ろの方だけ読み上げます。「その際、全体の獣医師の需給も踏まえ、獣医学部を新設するとしても、一校に限るものとし、その旨を当該告示に明記するとともに、今後とも需給の動向を考慮しつつ、十分な検証を行っていくこととする。」

それで、一校に限るといふふうになった理由、これは農水大臣の方からも、ここに至るまでの過程で述べたことがあったのかどうかもわかりませんが、改めて、一校に限るとした理由について述べてください。

○山本(有)国務大臣 平成二十八年十二月二十二日の三大臣合意文書では、獣医学部の新設を一校に限ることが記載されております。

特区による獣医学部の設置は、農水産省の所管ではありません。しかし、十二月二十二日に内閣府から示された、一校に限る旨の三大臣名の文書案につきまして、特段の異議はない旨を内閣府に同日付で回答したところでございます。そういう経過で、一校が三大臣の合意文書の中に組み込まれたという認識をしております。

○岡山委員 今も、改めて農水大臣から、新たな獣医学部に関する需給は所管外であるとの趣旨で答弁がありました。

そこで、内閣府の方に今度は伺います。今、質疑で明らかに大臣が答弁したように、農水省は、ライフサイエンスなど新たな分野は、その他として、需給の責任を負うものではないとされています。

では、この分野の獣医師の需給はどこが責任を負うのでしょうか。内閣府が責任を負うとでもいうことになるのでしょうか。この点を内閣府でどう考えているか、答弁してください。

○松本副大臣 内閣府は、規制改革を推進する立場から本件にかかわっているところであります。そもそも規制改革の基本ルールは、自治体などから寄せられた提案につきまして、できない理由を探るのではなく、どうしたらできるかを前向きに議論することです。

規制所管省庁が改革は困難とするのならば、その正当な理由を説明しなければならず、その説明がなされない場合は、提案に基づく規制改革を進めていくべきだと考えております。

こうした基本ルールを今回の件に当てはめれば、関係省庁である文科、農水両省が新たな分野における需要がないと立証していない以上、問題はないと考えているところであります。

ただ、獣医学部の新設は、五十年以上の間、実現には至らない、とりわけ困難な規制改革事項でもあるため、今回は、関係省庁だけではなく、内閣府といたしまして、新たな需要について確認し、文部科学大臣及び農水産大臣もこれに異論を唱えることなく、昨年十一月九日の諮問会議で、両大臣の御出席もいただいで、本件の制度化を決定し、本件一月十二日の今治市分科会で、文科省推薦の獣医学教育に知見のある有識者の二名に出席をいただきまして、要件適合性の議論を行い、本件一月二十日の区域会議で、同様に両大臣の御出席もいただきまして、区域計画の作成をいたしました。

なお、「日本再興戦略」改訂二〇一五は閣議決定であるため、政府の各府省は、それぞれの所掌事務の範囲内でこれに従って検討すべきことは当然だと考えております。

内閣府といたしまして、昨年十一月の諮問会議取りまとめ、本年一月の分科会や区域会議に際しまして、事務方からの説明を踏まえて山本大臣が、閣議決定との関係で問題は生じないとの判断で行ったものであります。

○岡山委員 答えになっておりません。

今大臣から答弁がありましたように、所管外であることの説明責任を、内閣府は、では求めるといふことになるのでしょうか。

農水省として、設置法などでライフサイエンスなどの需給に責任を負う、それでは、関係法律で解される部分はありますか。これは事務方でもいっていただけますか。

○今城政府参考人 お答えいたします。設置法等で我々は、獣医師法及び獣医療法、これを担当することが明記されておるところでございます。

その観点から申し上げまして、獣医師が、現実には獣医師資格を持っている人間がどこに就業しているかということについて、獣医師法で我々はデータをとりおきますので、現実問題として、いわゆる企業で創業に当たっている分野にも獣医

師の方が就業している、これは把握しております。しかしながら、今後、どういふふうになるかについては、ライフサイエンス等の業について我々は知見がございませんので、そこは把握していない、こういうことでございます。

○岡山委員 それでは、一体、ライフサイエンスにかかわる所掌というのとはどこなんでしょう。内閣府、答えられますか。

○川上政府参考人 お答え申し上げます。私ども内閣府は、規制改革を推進する立場でございます。その範囲で、この新たなニーズについても私どもは今回審議をさせていただいたわけでございますけれども、先ほど副大臣からの御答弁もございましたように、私どもの規制改革のルールということで申し上げますと、関係省庁である文科省あるいは農水両省が新たな分野における需要がないと立証していない以上は、規制改革を推進することを進めていこうという判断というふうに行っているところでございます。

○岡山委員 答えられていないです。

もう一度聞きます。ライフサイエンスなどはどこが所掌するんですか。

○川上政府参考人 ライフサイエンスについても、私ども規制改革を推進する立場から、そのニーズについて私ども審議はさせていただきました。

全体の需給等については、私どもとして承知しているわけではございません。

○岡山委員 それでは、ないということでは確定させていただけますか。

もう一度だけ最後に聞いておきます。どこが所掌ですか。(発言する者あり)

○北村委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○北村委員長 速記を起しください。

内閣府川上地方創生推進事務局次長。

○川上政府参考人 お答え申し上げます。今の事の性格としては、文科省の告示の制度改

正の御議論ということでございますので、その範囲でそれぞれの関係省庁が所管をしているということかと思ひます。

○農山委員 ちよつと理解不能ですね。

これは別の機会にやりたいと思つてゐるんですけども、何を言いたいかというと、結局、この分野に、岩盤規制だから穴をあけるといふのが、先ほどから答弁があるように、この国家戦略特区の重要な一つの大きな目標です。

しかし、その結果、需給でバランスが崩れてしまった場合の責任は誰がとるのかということ、これは不明瞭になつてゐるということではありませんか。

農水省は管轄外だと言ふ。内閣府は、今言つたように、所掌がどこかもはつきりしない。一体、その結果、何が起きるか。新しい分野の獣医師の需給に誰も責任を負わないことになりはしないかというの重要な問題ですよ。

一月十二日、区域会議で、定員を百六十人とするといふ提案がありました。今、全国の獣医学部の定員は九百三十人です。それなのに、百六十人です。

山本農水大臣、これは通告してないんですけども、獣医学部などの適正な定員というのが何人と定められてゐるか御存じですか。

○山本(有)国務大臣 まず、農林水産省は、獣医学部の設置に関し所管はしておりませんが、新設される獣医学部の定員の妥当性に つきまして、所管省庁において適切に判断されてゐるものといふように考へております。

今回の獣医学部の新設は、御指摘のように、先端ライフサイエンス研究の推進等、獣医師を含む獣医学部卒の知見を有する者が新たに組み組むべき分野における需要を勘案して設定されたといふように承知しております。

かつ、学部設置といふのは一校に限られるといふわけでございます。獣医学部全体の需給に対し、百六十という限定の中での影響であるといふように認識しております。

なお、新たな分野のうち、感染症に係る地域での水際対策といふのは、現に産業動物獣医師が担つてゐる分野でもございまして、産業動物獣医師につきましては、地域によつてはその確保が困難なところもあるため、卒業生がこうした分野に就業していただくことが課題の解決に資すること、大変期待に込めることになるのではないかなといふように考へるところでございます。

○農山委員 答へになつてゐないのは、私、通告、今の話をしているんですけども、先の話を大臣は先に答弁されたので、申しわけないんですけども、言われている趣旨の答弁は、趣旨としては理解はするんです。

ただ、私がお聞きしたのは、獣医学部などの適正な定員というのがきちんとあるんですよ。

公益財団法人大学基準協会が獣医学教育に関する基準といふものを出してあります。これで今、設置審などでも議論がされてゐるんだろうと思つてます。これによれば、入学定員は、六十から八十人程度を標準とし、百二十人を超えないことが望ましい、適正な教育環境を保障するために定員管理に努めなければならぬと書かれてゐるんです。

だから、改めて、全国の獣医学関係大学設置状況が首相官邸のホームページに載つていて、これを御覧しても、最大で百二十名に全国の大学では定員がとどまつてゐるんです。

大臣、それで、先取りして先ほど答弁いただきましたけれども、百六十人ですよ。

時系列で見れば、農水省として百六十という数字を知つたのは一月十二日の区域会議だと、事前に説明を受けました。ですから、一校に限ると決めたときには、もしかしたらその定員についての認識は大臣になつたかもしれない。ただ、殊に、今ここに至つては百六十名です。余りにもこれは多過ぎませんか。だつて、一校に限るとしたけれども、二百だつて三百だつて、定員だつたら、これは明らかにさまざまな形で需給に影響を及ぼすのははつきりしていることではありませんか。

か。定員百六十について、山本大臣、需給の状況についてどう考へますか。検討してきましたか。

○山本(有)国務大臣 まず、獣医さんになつた、国家資格を持たれた方々の就職先というのは、約六割、アバウトに言うと半分が診療に当たるということでございます。小動物の方々がその中で多い。産業動物と農林水産に係る公務員獣医師さんといふのは地域偏在の中で非常に数が少ないといふようなパーセントを置いて考へますと、百六十の中で、概括的に、約半分が診療に当たつていただけで、そのまた半分以下の方々が産業動物獣医師と公務員獣医師になつていただけで、こう考へると、そんなに多いとか少ないとかではなくて、我々の期待感、その程度は必要なのかと逆に思つてゐる次第でございます。

○農山委員 定員百六十人が、教育環境としても適正な規模であるということが示されてゐるわけですよ、獣医師が足りないからとどんどんふやしたらいよいよじゃないかといふことを今答弁でももしかしらと言つたのかもしれないが。

そうしたら、今まで獣医師は基本的に足りていて、地域の偏在が問題だといふ農水省の立場と違つて、地域の偏在が問題でしたか、大臣。

○山本(有)国務大臣 百六十の中で、私が認識しているのは、地域枠を設けていただけの枠があるというのと聞いております。そうしますと、地域偏在に向けて、いわば自治医科大学と同じように、ある程度卒業生の就職をかなり大学として誘導することができるといふようにも期待をされているわけでございます。その意味におきましては地域偏在に資するといふことは、繰り返し申し上げますけれども、産業動物獣医師、公務員獣医師が現実的に足りない、そして、福島議員の御指摘のように、畜産農家あるいは酪農経営、そういったものには不可欠な人材でございますので、私どもにとりましては、願ひは強いものでございまして、いかようにもして産業動物獣医師や公務員獣医師を確保した

いという気持ちからは、私は、そうしたことにある程度対応しているものじゃないかなといふように思つております。

○農山委員 でも、この獣医学部は創薬とかライフサイエンスに特化するといふふうになっているわけですよ。希望として、そういうことがあつたらいいなと大臣は今答弁しましたけれども、そもそも設置目的が違つてゐるから、おかしな話になるんじゃないですか。

内閣府にこれは、もう時間が迫つてきたんですけども、聞いておきたいんです。

定員百六十といふのは、先ほどから話があつたように、所掌がどこかわからず、需給の調整がどうなるかわかりません。それでいながら、設置基準の百二十が適正規模といふものをはるかに超えています。内閣府として、定員百六十人を踏まえた需給の状況といふのは検討したことがあるんですか。

○松本副大臣 内閣府といたしましては、本年一月十二日開催の第二回今治分科会に際しまして、諮問会議取りまとめへの適合性、そして平成三十年度開設の確実性の二点について確認をしたところであります。

百六十人という定員にしましては、あくまでも事業者が事業者公衆の応募書類に記載をした人数でありまして、事業者としてのお考えを示したものであると考へております。

応募書類によれば、ライフサイエンス系専門獣医師、国際対応や危機管理のできる専門獣医師を育成するために、入学定員を百六十名とする旨の記載があるところでありますけれども、既に設置認可申請中でありまして、具体的な定員については今後精査されていくものと承知をしております。

○農山委員 つまり、事業者が書いてきたから、それを認めましたといふ話ですよ。それはひどいじゃないですか。何の根拠もなく、検討もしないで、それじゃオーケーですといふことですか。その結果、百六十人の、定員がふえて、それが六年

後、社会に出ていくわけですよ。そのときの需給に全く責任を負わず、検討もしないでオーケーしたということではよろしいんですね、確認しますよ。

○松本副大臣 具体的には、一月十二日開催の第二回今治分科会におきまして、諮問会議取りまとめへの適合性、平成三十年度開設の確実性の二点について確認をしたところでありまして、具体的には、その入学定員が、諮問会議取りまとめにあります。獣医師が新たに組みむべき分野における具体的需要に対応するための人材を養成するものであることを確認するとともに、平成三十年度開設の確実性の審査の一環といたしまして、入学定員が施設や教員の予定規模に比して明らかにバランスを欠くものでないことなどを概略的に確認しているところであります。

○岡山委員 バランスを欠きますよ。これは通告していませんけれども、先ほど宮崎委員の質問の中で答弁にもありました設置審議会が今審議中だということでも、もしこれで、仮に不認可だとか、条件変更がどう出てくるかわかりませんけれども、その際は、一般論として、国家戦略特区のプロセスにおいて改めて検討という答弁をされたと思います。この百六十人という定員についても、もちろんその中に、設置審の中では議論されているので、同じく一般論としてはあり得るということでもよろしいですね。

○松本副大臣 今、御質問が、一般論と個別がごちゃ混ぜになっているかと思えます。具体的なお答えは差し控えてさせていただきます。と思います。

○岡山委員 通告していた質問の、これで半分まで行っていないんですよ。この問題についてはたくさんさまざまな疑問が、個別具体的な話に入っていくと膨らんでくるわけです。需給の問題一つとっても、農水省と内閣府と、一体、結局、新しい分野の需給は誰が責任を負うのかということが全く何一つ明らかになりませんでした。

第二十五回国家戦略特区諮問会議で麻生財務大臣が、法科大学院の事例を引用して、うまくいかなかったときの結果責任を誰がとるのかと指摘していました。需給の検討もなく、結論先に取りだったということも明白で、それが加計学園ありきだったのであれば、これは重大です。

○北村委員長 次に、吉田豊史君。○吉田豊委員 日本維新、吉田です。きょうもよろしくお願いいたします。前振りなんですけれども、お昼に差しかりますので、珍しく前振りなしで入らせていただきます。と思います。

林業の成長産業化ということで、林業の二回目の話をさせていただきます。質問させていただきます。質問させていただきますが、日本が林業、森林王国だということは誰もが認めるところでしょけれども、日本の林業を攻める林業に変えていく、そして活性化していくためにどういうことが必要かというところ、やはり現状をまずきちっと把握するところ、そこからどういう作戦を練っていくのかというところが私には大事だろうと思います。基本中の基本だと思えます。

まず、森林率という言葉がありますが、国土面積に占める森林の面積ということですが、先進国の中で、今我が国がどういう立ち位置にあって、どういう状況にあるか、このことについて確認させていただきます。と思います。

○今井政府参考人 お答えいたします。FAOが五年ごとに公表しております世界森林資源評価二〇一五というものがございまして、五〇％ということございまして、OECDに加盟する先進三十五カ国の中では、フィンランドの七三・一％に次いで二番目に森林率の高い国となっております。

○吉田豊委員 森林率という言葉は、私も小学校のときに習いましたし、この委員の方々もよく御存じだと思うんですね。だけれども、今回の質問の中で、森林蓄積という言葉、私は実は知りませんでした。この森林蓄積という言葉がこれからの林業を考えると非常に重要だということに、私として理解しました。

森林蓄積というのは、森林を構成する樹木の幹の体積、つまり、木が生えているんですけれども、それがどれだけ本当に中身として使える可能性があるか、そういうことをはかる数値、指標なんです。こういうことというのが、私は、これからの林業を考えたときに、蓄積、これはどのような状況にあつて、そしてこれを、そこからどう分析して利用していくかということになると思えます。

で、森林面積が非常に先進国の中で高いところにいることは理解しましたが、森林蓄積について、これが木材の需要量それから供給、そして我が国の中での自給、ここはどうつながっていくかというところ、それについて今どのような認識をしているかを確認したいと思えます。

○今井政府参考人 お答えいたします。我が国の森林面積につきましては、昭和四十一年と平成二十四年を比べた場合に、約二千五百万ヘクタール程度で、ほぼ横ばいですが、今御指摘のございました森林蓄積について見ますと、昭和四十一年の森林蓄積が十八・九億立方、それに対して平成二十四年の森林蓄積は四十九億立方ということ、約二・六倍に増加している状況でございます。

○吉田豊委員 そういう状況で、そこからこれをどのようにして利用していくかということ、なんでしょうけれども、森林蓄積というところについては二・六倍という、まさに、木じゃなくて普通のものという、苗を植えて、そしてそれが育つて、収穫しようというところに来ておるといことだと思っております。

だから、森林蓄積が二・六倍まで上がっているという、四十九億立方ですか、それだけの大きさがあるという中で、では、それをこの先どうしていくのか。これはまだまだ、ほっておくと木は一般的には育ちますから、それがどんどんどんどん大きくなることは間違いのない中で、需要のこと、それから原木としての供給をどうしていくのか、このことについて、今それをどう考えてどう取り組んでいるのか、確認したいと思えます。

○今井政府参考人 お答えいたします。今申し上げましたように、我が国の森林資源につきましては、戦後造成しました人工林の蓄積が非常に伸びてきておりまして、まさに利用期を迎えております。この成熟してきました国内の森林資源を最大限に利用して、林業の成長産業化に結びつけていくということが喫緊の課題となつてきていると認識しております。

平成二十七年時点での国内の木材の総需要量が約七千五百万立方、それに対して国産材の供給量が約二千五百万立方となっております。自給率は三三・二％ということになっております。平成十四年の国内の自給率が一番低くて一八・八％まで低下しましたけれども、今、五年連続で上昇するなど、明るい兆しも見えてきておりますので、こうした趨勢をさらに伸ばしていきたいということでも政策努力をしている段階でございます。



高めるか、これがまずしつかり取り組むべきこと、課題じゃないかな、こう思うんですけども、これについてどのように認識しているのかを認識したいと思えます。

○今井政府参考人 お答えいたします。

我が国の森林資源は本格的な利用期を迎えているわけですが、その生産性を林業従事者一人当たり一日の生産量で見ますと、平成二十七年時点での主伐で六・六七立方、間伐で四立方というのが現状です。

十年前の主伐三・四五立方、間伐二・五立方と比べますと伸びてはおりますけれども、これを、EU圏で林業、木材産業の競争力が高いオーストリアと比べてみますと、それでもまだ半分ぐらいの水準になっているということで、まだまだ先進国と比べますと、依然我が国の生産性には大きな格差があるというのが現状であると認識しております。

これは、我が国の森林所有構造が小規模零細なものが大宗を占めているですとか、森林所有者の世代交代や不在村化から、所有者の特定が困難な森林が多数存在し、集約化に多くの労力を要する、そういう実態にあるといったこと、さらには、急峻で複雑な地形ゆえに、林道、作業道等の路網密度が低いことといった課題があると考えております。

そうした状況のもとで、生産性向上に向けまして、一つは、森林組合等の林業事業体による施業の集約化を促進していく、さらには、生産コストの低減に資する路網の整備を進めていく、さらには、低コストで効率的な作業システムに不可欠な高性能林業機械の開発導入を進める、そういった取り組みを進めているところでございます。

○吉田(豊)委員 そういふ理解と現状の中で、当委員会は常に攻めるということをテーマにしておるわけでございまして、私は大臣にお聞きしたいと思えますけれども、この林業が、恵まれた環境の中に私はあると思えます、この国は。その中にあって、それをどう使っていくかということにつ

いてこそ、まあ地形的に急峻だというのは確かに、今先例を出されて、ほかの地域、オーストリアですか、そこは違うとかというのは、それはそうだろうと思えますけれども、そういうことを克服することが技術革新であつて、あるいは我が国の強みじゃないかなと思つておられます。

そういうことからすると、今のこの状態になるというのは、やはり根本的なやる気の問題と、組織がそれをどうサポートするかというところの力強さの問題じゃないかというふうには私に勝手に思つておられますけれども、大臣として、林業の成長産業化ということを今の現状からどう打開していくか、あるいはどう進めていこうかと考えていらつしやるか、それをお聞きしたいと思います。

○山本(有)国務大臣 近年、戦後造成されました人工林が本格的な利用期を迎えております。昨年閣議決定しました森林・林業基本計画におきまして、まず、木材、とりわけ国産材の需要拡大、これを図ること、そして、その拡大する需要に向けて、国産材を安定的に供給していく体制を整えること、この車の両輪をしっかりと政策で位置づけていくということが大事でございます。

具体的に申し上げますと、需要面で、中高層建築物への使用が期待されるCLT、耐火部材の活用などの木材利用の促進、木質バイオマスのエネルギー利用の拡大、公共建築物等への木材利用の促進。そして、供給面では、ICTを活用した施業の集約化、路網整備や高性能林業機械の導入、緑の雇用事業等を通じた人材の育成、確保、そして地域材の付加価値向上や輸出も含めた木材製品の販売の拡大。こうしたことによつて、森林・林業、木材産業の活性化を図つてまいりたいと思つております。

世界各国の中で、日本人が一番木が好きじゃないかな。歴史的にも、お寺でも神社でも、木でできたところに何か尊崇の念を持つておるわけでありまして、そういう木の好きな国民性からしまして、何でこれほど、まだまだ供給ができていないのかな、そして自給率が低いのかな

疑問でございますし、これを片づけていくということが私の責任だろうというふうに思つております。

○吉田(豊)委員 非常にうれしい力強いメッセージだと私は思います。

本当におつしやるのとおり、木が本当に、日本人のアイデンティティーにどれだけ、衣食住の中の特に住の部分だと思えますけれども、まあ食にもかかわるんでしようけれども、やはり木があつての私たちの文化だということはもう間違いないわけ、そういう意味では、この部分に力を入れていくということが、これからの攻めの林業、あるいは攻めの日本という国を考えたときには、もう必須のアイテムだと思つておられます。だから、ここをきっちり今整備して、そしてそれを進めていく。

その中に、大臣の説明の中にありましたけれども、技術が進んだことによつて、今までは、例えば使いたい物にならない木だとか、そういうものがたくさん、あるいは細過ぎるとか、あつたものが別のいろいろな用途につなげていく。それこそ、張り合わせたりつなぎ合わせたりとか、そういう意味での技術革新が進んでいるわけで、実際に消費に結びつけていく方法は幾つもあると思つておられます。

ですから、本当に必要なことは、林業にかかわる、生産している方々に、先は明るいぞというメッセージをやはり送つていかなきゃいけないし、私がこの委員会ですんだことは、やはり、げたを履かせるということについて、そこは、ちゅうちよとしてはいけないところはいけません。履かせた上で、しっかりとした道を開いて、後はまた自分の足で進んでいくてくれということなので、こういう考え方をぜひ進めていただきたいんですけども、今井長官、今の大臣のお話をお聞きになつていて、決意をお聞きしたいと思います。

○今井政府参考人 お答えいたします。今、先ほど大臣から答弁申し上げましたよう

に、戦後造成した我が国の森林資源が本格的な利用期を迎えている中で、この森林資源を国内の林業の成長産業化に結びつけていくこと、これが最大の課題でございます。

そのために、大臣からも申し上げましたように、一つは需要拡大の対策。その需要につきましても、今先生からお話がありましたように、従来からあつた需要だけではなくて、これまでなかったような木材需要を掘り起こしていく。そういった面で、中高層建築物にも使えるCLTですとか耐火部材、大きな期待が寄せられておりますし、これまで余り使われてこなかったエネルギー利用に、固定価格買い取り制度が創設されたことも契機となりまして、バイオマス発電あるいはバイオマスの熱利用も進んでおります。

そうしたことを後押ししながら、一方で、本格的な利用期を迎えている国産材が安定的に供給できるような、そういった体制を整えていくこと、それをうまくマッチングさせていくこと、それが林業成長産業化の鍵を握つているというふうにお考えを、それに向けて最大限の政策努力を行つていくところでございます。

○吉田(豊)委員 長官、ありがとうございます。そして、僕はもう一つだけ確認したいけれども、結局、林業に力を入れていくときに、何よりも、本当のエンジンで、エネルギーになるのは人なんです。

林業も、私の想像では高齢化しているだろうということはないと思つておられますけれども、この部分について、林業が、将来性はあるぞというところとか、それからいろいろの意味でのおもしろさもあるということを私はぜひ伝えていただきたいと思つておられます。

これは質問通告をしていません、そうなんですけれども、そういうところについて、人材確保、それからそれをどう展開していくかということについてのお考えを、概要でいいので、お聞きしたいと思つておられます。

○今井政府参考人 お答えいたします。



現在、林業の分野で就業している方々は約五万人でございます。ずっと近年、低下傾向をたどってまいりましたけれども、今、五万人ぐらいで底を打っている状態でございます。一方、緑の雇用事業等を開始した成果も出てきておりまして、若い人が林業の分野にも参入してくるようになっております。

それは、「WOOD JOB」という映画で非常に若い人の、林業分野への関心を持ってもらえたということも一助になっているかと思えますけれども、その結果、林業従事者五万人の中での若者率、若い人の率というのは向上してきている、そういう状況でございます。

それは、先ほども答弁させていただきましたけれども、林業につきましては、きつい、非常に危険といったようなイメージが強かったわけですが、高性能林業機械の導入もかなり進んできておりまして、安全性の面でもかなり向上している。さらには、若い人たちにとって、キャンプの中で、機械操作で木が切れる、玉切りができるというようなことで、おもしろさも感じてもらえるような、そういうような実態になってきております。

そういうこともありまして、最近、各県で林業大学の開校ブームのような様相も呈してきておりまして、長野県といたしましては、そういった各県の若い人たちが林業界に呼び込もうとする努力を後押しする、さらには、長野県として直接、緑の雇用等で林業に参入してきてくれた人の技術のレベルアップを応援していく、そういうような取り組みを積み重ねることによりまして、担い手の育成、確保をしっかりやっていきたいと考えているところでございます。

○吉田(豊)委員 幾つもの、私は非常に大事なキーワードを出していただきたいと思います。

やはり林業というものが、そしてでき上がってくるものが、実は非常に、若い者にとって格好いいものだという認識が今広がっているんですね、好きな方々にとっては。

ただ、もちろん、現場がきついことは間違いないと思えます。だけれども、そのこと自身も、そうやって汗をかいて木にかかるところで仕事をすることの格好よさを感じる方々も今若い方に出てきているところなので、ぜひそういう部分のチャンスも、タイミングを生かしていただいて、そして、そこからいろいろなところに、カルチャーにつながる部分をやはり木というのには持っていると思いますので、そういうところの重要性はきちっと押さえていただいて、そして、将来につながる林業分野、五万人とおっしゃいましたけれども、これは非常に裾野の広い、いろいろな関係のかかわるところからすると多々の方がかかわる分野だと思えますので、そういうところでのそれぞれの役割といたるところを大切にしていって、そういう施策をお考えいただいで進めていただきたいと思います。

○北村委員長 次に、内閣提出、参議院送付、農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案は、参議院で修正議決の上送付されたものでありますので、まず政府から趣旨の説明を聴取し、引き続き参議院における修正部分の趣旨について説明を聴取いたします。農林水産大臣山本有二君。

農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律案  
〔本号末尾に掲載〕

○山本(有)国務大臣 農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

日本農林規格制度につきましては、これまで農林物資の品質基準を内容とする規格を制定し、その普及を図ることによって、品質の改善のほか、取引における供給者の説明、証明や需要者の選択を容易にするなど、円滑な取引に寄与してきたところでございます。他方、海外市場におきましては、文化や商慣行が異なる者同士の円滑な取引にあって、規格・認証が重要な役割を果たしてまいります。

現在、我が国が農林水産業、食品産業の輸出強化に取り組む中、日本農林規格を戦略的に制定、活用すれば、海外になじみのない日本の産品や事業者の取り組みのすばらしさをわかりやすく訴求できるなど、その説明、証明や信頼の獲得が容易になり、輸出強化に大きく寄与するとともに、日本農林規格を足がかりとした国際規格への道が開かれることも期待されます。

こうした観点から、日本農林規格制度を見直すこととし、この法律案を提出した次第でございます。次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明を申し上げます。

まず、農林物資の規格化等に関する法律の一部改正であります。

第一に、日本農林規格の制定範囲の拡大であります。

農林物資の品質基準を内容とする現行の日本農林規格に加え、新たに農林物資の取り扱い方法や試験方法についての基準を内容とする日本農林規格を制定することができるとしてあります。

あわせて、産地や事業者による日本農林規格の制定の申し出を促進するため、申し出ることのできる原案の水準を緩和することとしてあります。

第二に、新たな日本農林規格に対応した適合性評価及びその表示の枠組みの整備でございます。

認証機関の認証対象を農林物資の取り扱い方法に拡大し、認証を受けた事業者は、その取り扱い

方法が日本農林規格に適合することを示す適合の表示を広告等に付することができるよう措置するとともに、試験業者の登録制度を創設し、登録を受けた試験業者は、登録標章を付した証明書を交付することができるよう措置することとしてあります。あわせて、これらの表示、標章の保護に関する規定のほか、日本農林規格への適合性について事実と相違している不適正な表明に対する監督の規定を整備することとしてあります。

第三に、目的規定の整備及び題名の改正であります。

これらの見直しにより、日本農林規格の果たす機能が拡大することに対応し、目的規定につきましても、農林物資に関する取引の円滑化、一般消費者の合理的な選択の機会の拡大を直接目的として明確に位置づけ、農林水産業及び関連産業の健全な発展と一般消費者の利益の保護を究極目的とするとともに、規格化の対象が農林物資の品質以外の事項にも拡大したことが明らかになりますように、題名を日本農林規格等に関する法律に改めることとしてあります。

次に、独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部改正であります。

日本農林規格を足がかりとする国際規格の認証、試験の結果が国際的に通用するものとなるよう、独立行政法人農林水産消費安全技術センターが、認証機関や試験所を国際標準化機構の定める基準を満たしているものとして認定を行うことができること等とし、その業務規定を整備することとしてあります。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内容でございます。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○北村委員長 次に、参議院農林水産委員会における修正案の提出者参議院議員山田修路君。

農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政

法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律案の参議院修正  
〔本号末尾に掲載〕

○山田(修)参議院議員 農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律案の参議院における修正部分につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。  
政府提出の原案は、事業者等による日本農林規格の制定の申し出を促進するため、農林水産大臣は、日本農林規格の制定に係る申し出を受けた場合に、制定すべきものと認めるときは、日本農林

規格の案を審議会に付議することに改めることにより、申し出の際に事業者等が作成する原案の水準を緩和することとしております。  
しかしながら、農林水産大臣が日本農林規格の案の作成主体であることは、政府原案では必ずしも明確になっておりません。  
そこで、本修正は、農林水産大臣は、都道府県または利害関係人から日本農林規格の制定に係る申し出を受けたときは、速やかにその申し出について検討を加えなければならぬものとするともに、その申し出に係る日本農林規格を制定すべきものと認める場合における日本農林規格の案の作成主体が農林水産大臣であることを明確化する

ものであります。  
以上であります。  
何とぞ委員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。  
○北村委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。  
次回は、明十五日木曜日午後一時五十分理事會、午後二時委員会を開会することとし、本日は、これにて散會いたします。  
午後零時十六分散會

農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律案  
農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律  
農林物資の規格化等に関する法律の一部改正  
第一条 農林物資の規格化等に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。  
日本農林規格等に関する法律

第二章 削除

第三章 日本農林規格の制定(第七條―第十三條)

第四章 日本農林規格による格付

第一節 格付(第十四條―第十五條の二)

第二節 登録認定機関(第十六條―第十七條の十五)

第三節 格付の表示の保護(第十八條―第十九條の二)

第四節 外国における格付(第十九條の三―第十九條の七)

第五節 登録外国認定機関(第十九條の八―第十九條の十)

第六節 格付の表示の付しである農林物資の輸入等(第十九條の十一・第十九條の十二)

第三章 日本農林規格の制定(第三條―第九條)

第四章 日本農林規格による格付等

第一節 格付(第十條―第十二條)

第二節 適合の表示(第十三條)

第三節 登録認定機関(第十四條―第二十九條)

第四節 外国における格付(第三十條―第三十二條)

第五節 外国における適合の表示(第三十三條)

第六節 登録外国認定機関(第三十四條―第三十六條)

第七節 格付の表示等の保護(第三十七條―第四十一條)

第四章 日本農林規格による試験等

第一節 試験等(第四十二條―第五十二條)

第二節 外国における試験等(第五十三條―第五十六條)

第三節 登録標章の保護(第五十七條・第五十八條)

に、「第十九條の十三―第十九條の十はこれを業とする者の経営管理(以下「農林物資の取扱い等」という。)の方法(次号に掲げるものを除く。以下同じ。)  
三 農林物資に関する試験、分析、測定、鑑定、検査又は検定(以下「試験等」という。)の方法  
四 前三号に掲げる事項に準ずるものとして農林水産省令で定める事項  
第二条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「登録認定機関」又は「登録外国認定機関」とは、それぞれ第十七條の二第一項又は第十九

(目的)

第一条 この法律は、農林水産分野において適正かつ合理的な規格を制定し、適正な認証及び試験等の実施を確保するとともに、飲食物品以外の農林物資の品質表示の適正化の措置を講ずることにより、農林物資の品質の改善

第二条の見出しを「定義」に改め、同条第一

並びに生産、販売その他の取扱いの合理化及び高度化並びに農林物資に関する取引の円滑化及び一般消費者の合理的な選択の機会の拡大を図り、もって農林水産業及びその関連産業の健全な発展と一般消費者の利益の保護に寄与することを目的とする。  
項中「法律」を「法律において」に改め、同項第二号中「であつて」を「であつて」に改め、同条第二項を次のように改める。  
2 この法律において「規格」とは、次に掲げる

- 一 品位、成分、性能その他の品質(その形状、寸法、量目又は荷造り、包装その他の条件を含む。以下同じ。)
- ロ 生産行程
- ハ 流通行程
- 二 農林物資の生産、販売その他の取扱い又

条の十を「登録証機関」とは、第十六条第一項の規定により農林水産大臣の登録を受けた者をいい、「登録外国認証機関」とは、第三十六条に、「法人を」者に改め、同項を同条第三項とする。

第二章を削る。

第七条の前の見出しを削り、同条第一項中「種類」の下に「又は農林物資の取扱い等の方法、試験等の方法若しくは前条第二項第四号に掲げる事項の区分」を加え、「これを」これらに改め、同条第二項中「当該規格に係る」を削り、「生産、取引、使用又は消費」を「若しくは生産、販売その他の取扱い又は農林物資に関する取引」に、「当たつて」を「当たつて」に改め、同条第三項中「第十九条の十三第一項に規定する」を「第五十九条第一項の政令で指定する」に改め、「（生産の方法又は流通の方法に特色があり、これにより価値が高まると認められる農林物資のこれらの方法についての基準を除く。）」を削り、同項ただし書中「食品表示法」の下に「平成二十五年法律第七十号」を加え、「第十九条の十三第一項」を「第五十九条第一項」に改め、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、第三章中同条を第三条とし、同条の前の見出しとして「（日本農林規格の制定）」を付す。

第八条第一項中「手続に従い、農林物資の種類を定め」ところにより「具して」を添えて「に改め、同条第二項中「種類の農林物資について」を削り、「同項の原案」を「日本農林規格の案」に改め、同条を第四条とする。

第九条の前の見出しを削り、同条中「廃止」を「廃止について」に改め、同条を第五条とし、同条の前の見出しとして「（日本農林規格の確認、改正及び廃止）」を付す。

第十条中「第七条」を「第三条」に改め、同条を第六条とし、第十一条を第七条とする。

第十二条中「農林物資の」を削り、同条を第八条とする。

第十三条第一項中「の案」を削り、「大きく」を「聴く」に改め、同条第二項中「すべて」を「全て」に、「当つて」を「当たつて」に、「附する」を「付する」に改め、同条第三項中「あつた」を「あつた」に改め、同条を第九条とする。

第三十一条第一号中「第十七条の四第二項」を「第十八条第二項、第四十六條第二項、第四十七條第一項又は第四十八條第一項」に改め、同条第二号中「第十七條の九第一項」を「第二十三條第一項」に改め、同条を第八十三條とする。

第三十條中「第二十條の三」を「第六十七條」に改め、同条を第八十二條とする。

第二十九條第一項第一号中「第二十四條第八號」を「第七十六條第四號から第六號まで、第九號、第十一號及び第十二號」に改め、同項第二号中「第二十四條第八號」を「第七十六條（第四號から第六號まで、第九號、第十一號及び第十二號）」に、「第二十五條」を「第七十七條」に改め、同条を第八十一條とする。

第二十八條中「各号の下に」の「いづれか」を加え、「あつた」を「あつた」に、「行為」を「違反行為」に、「登録認定機関の代表者」を「登録認定機関若しくは登録試験業者（これらの者が法人である場合にあつては、その代表者）又はその」に改め、同条第一号中「第十七條の五第三項」を「第十九條第三項」に改め、同条第二号中「第七條の八第一項」を「第二十二條第一項」に改め、同条第三号中「第十七條の十三」を「第二十七條」に、「保存しなかつた」を「保存しなかつた」に改め、同条第四号中「第十七條の十五第二項」を「第二十九條第二項又は第五十二條第二項」に改め、同条を第八十條とする。

第二十七條第一号中「第十七條の十五第一項」を「第二十九條第一項又は第五十二條第一項」に改め、同条第二号及び第三号を削り、同条第四号中「第二十條第一項から第三項まで」を「第六十五條第一項から第五項まで」に、「第三項まで」若しくは「第二十條の二第一項から第三項まで」

を「第五項まで若しくは第六十六條第一項から第五項まで」に改め、同条を同条第二号とし、同条を第七十九條とする。

第二十六條中「第十七條の十四」を「第二十八條又は第五十一條」に改め、同条を第七十八條とする。

第二十五條中「第十七條の十二第二項」を「第二十六條第二項又は第五十條第一項」に、「登録証機関の代表者」を「登録証機関若しくは登録試験業者（これらの者が法人である場合にあつては、その代表者）又はその」に改め、同条を第七十七條とする。

第二十四條第一号中「第十二條」を「第八條」に改め、同条第二号中「第十四條第六項」を「第十三號中「第十八條」を「第三十七條」に改め、同条を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 本邦において第三十條第五項において準用する第十條第六項又は第七項の規定に違反した認証品質外国取扱業者、認証外国生産行程管理者又は認証外国流通行程管理者

第二十四條第五号を次のように改める。

五 第三十八條の規定に違反した者

第二十四條第八号中「第十九條の十四第三項」を「第六十一條第三項」に改め、同条を同条第十一号とし、同条第七号中「第十九條の十二」を「第四十一條第一項」に改め、同条を同条第八号とし、同条の次に次の二号を加える。

九 第五十七條の規定に違反した者

十 第五十八條の規定に違反した者

第二十四條第六号中「第十九條の十二」を「第四十條」に改め、同条を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六 第三十九條第一項又は第二項の規定による格付の表示又は適合の表示の除去又は抹消の命令に違反した者

第二十四條に次の一号を加える。

た者 第二十四條を第七十六條とし、第六章中第二十三條を第七十四條とし、同条の次に次の一号を加える。

（省令への委任） 第七十五條 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、農林水産省令（第五十九條第一項の規定により定められた品質に關する表示の基準に關するものについては、内閣府令・農林水産省令）で定める。

第二十二條を第七十三條とし、第二十一條の三を第七十二條とする。

第二十一條の二第一項中「第十九條の十四第一項」を「第六十一條第一項」に、「あつては」を「あつては」に改め、同条第二項中「あつた」を「あつた」に、「第十九條の十三及び第十九條の十四」を「第五十九條及び第六十一條」に改め、同条を第七十條とし、同条の次に次の一号を加える。

（日本農林規格の活用を図るための施策） 第七十一條 国及びセンターは、取扱業者による創意工夫を生かした日本農林規格の活用が図られるよう、日本農林規格に關する制度の普及に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、国及びセンターは、規格に關する啓発及び普及、規格に關する専門的知識を有する人材の育成及び確保、規格に關する国際機関その他の国際的な枠組みへの参画その他必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第二十一條第一項第一号中「農林物資」の下に「（その包装、容器又は送り状に格付の表示の付してある場合における当該農林物資を含む。）又は適合の表示に係る農林物資の取扱い等の方法」を加え、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 登録標章を付された証明書に係る試験等の方法が日本農林規格に適合しないと認め

るとき。

第二十一条第一項に次の一号を加える。  
四 事実相違して日本農林規格に定める基準に適合している旨の表示が行われている場合において、これを放置しては日本農林規格に定める基準への適合に関する表示に対する信頼を損なうおそれがあるなど、日本農林規格の利用に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。

第二十一条第二項中「あつた」を「あつた」に、「第十九条の二(第十九条の六第三項において準用する場合を含む)」、第十九条の十五及び第十九条の十六を「第三十九条、第五十条、第五十五条、第六十四条又は前条」に改め、同条を第六十九条とする。

第二十条の三中「第三項」を「第五項」に改め、同条を第六十七条とし、同条の次に次の一条を加える。  
(日本農林規格への適合に関する不適正な表示に対する指示等)  
第六十八条 農林水産大臣は、事実相違して日本農林規格に定める基準に適合している旨の表示が行われている場合において、これを放置しては日本農林規格に定める基準への適合に関する表示に対する信頼を損なうおそれがあるなど、日本農林規格の利用に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該表示を行った者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくその指示に係る措置をとらなかつたときは、その旨を公表することができる。  
第二十条の二第二項中「登録認定機関」を「登録認定機関」に、「認定」を「認証」に、「従業者」を「従業者」に改め、同条第二項中「同項に規定する者の工場、ほ場」を「認証品質取扱業者、認証生産行程管理者、認証流通行程管理者、認証小分け業者、認証輸入業者若しくは認証方法

取扱業者若しくは指定農林物資の取扱業者、販売業者若しくは輸入業者又はこれらの者とその事業に関して関係のある事業者のほ場、工場」に改め、「格付若しくは」の下に「適合の表示若しくは」を加え、「従業者」を「従業者」に改め、同条第七項中「第三項」を「第五項」に、「前条第四項及び第五項」を「前条第六項及び第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「従つて」を「従つて」に、「第三項」を「第五項」に、「行つた」を「行つた」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前条第三項」を「前条第四項」に、「同項に規定する者の工場、ほ場」を「第五十九条第一項の規定により品質に関する表示の基準が定められている農林物資の取扱業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者のほ場、工場」に、「従業者」を「従業者」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 農林水産大臣は、前条第五項の場合において必要があると認めるときは、センターに、第六十八条第一項の表示を行った者又はその者とその事業に関して関係のある事業者のほ場、工場、店舗、試験所、事務所、事業所又は倉庫その他の場所に立ち入り、その表示に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は従業者その他の関係者に質問させることができる。  
第二十条の二第二項の次に次の一項を加える。

3 農林水産大臣は、前条第三項の場合において必要があると認めるときは、センターに、登録試験業者又はその登録試験業者とその業務に関して関係のある事業者の試験所、事務所、事業所又は倉庫その他の場所に立ち入り、試験等に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は従業者

者その他の関係者に質問させることができる。

第二十条の二を第六十六条とする。  
第二十条第一項中「登録認定機関」を「登録認定機関」に、「認定」を「認証」に、「従業者」を「従業者」に改め、同条第二項中「認定製造業者等、認定生産行程管理者、認定流通行程管理者、認定小分け業者、認定輸入業者、指定農林物資の生産業者」を「認証品質取扱業者、認証生産行程管理者、認証流通行程管理者、認証小分け業者、認証輸入業者若しくは認証方法取扱業者若しくは指定農林物資の取扱業者」に改め、「同じ」の下に「若しくは適合の表示」を加え、「工場、ほ場」を「ほ場、工場」に改め、「格付若しくは」の下に「適合の表示若しくは」を加え、「従業者」を「従業者」に改め、同条第六項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第十九条の十四第一項」を「第六十一条第一項」に、「第十九条の十三第一項」を「第五十九条第一項」に、「製造業者等」を「取扱業者」に、「工場、ほ場」を「ほ場、工場」に、「従業者」を「従業者」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 農林水産大臣は、第六十八条の規定の施行に必要な限度において、同条第一項の表示を行った者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その表示に関し必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者のほ場、工場、店舗、試験所、事務所、事業所若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、その表示に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業者その他の関係者に質問させることができる。  
第二十条第二項の次に次の一項を加える。

3 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な

限度において、登録試験業者若しくはその登録試験業者とその業務に関して関係のある事業者に対し、試験等に関する業務に関し必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の試験所、事務所、事業所若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、試験等に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業者その他の関係者に質問させることができる。  
第二十条を第六十五条とし、第五章中第十九条の十六を第六十四条とする。  
第十九条の十五第一項中「第二条第三項第二号に掲げる基準に係る日本農林規格」を「日本農林規格(第二条第二項第一号に掲げる事項についての基準を内容とするものに限る)において名称」に、「であつて」を「であつて」に、「日本農林規格において定める名称」を「名称」に、「当該日本農林規格において定める生産の方法とは異なる方法により生産された他の」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 当該日本農林規格において定める品質とは異なる品質の他の農林物資
- 二 当該日本農林規格において定める生産行程とは異なる生産行程により生産される他の農林物資
- 三 当該日本農林規格において定める流通行程とは異なる流通行程により流通される他の農林物資

第十九条の十五第三項中「農林物資の」を削り、同条を第六十三条とし、第十九条の十四の二を第六十二条とする。

第十九条の十四の前の見出しを削り、同条第一項中「第十九条の十三第一項」を「第五十九条第一項」に、「製造業者等」を「取扱業者」に改め、同条第二項中「あつては」を「あつては」に改め、同条第三項及び第四項中「とらなかつた」を「とらなかつた」に改め、同条を第六十一条とし、同条の前に見出しとして「表示に関する指

示等)を付する。

第十九条の十三の二中「製造業者等」を「取扱業者」に改め、同条を第六十条とする。

第十九条の十三の見出しを「取扱業者が守るべき表示の基準」に改め、同条第一項中「(生産の方法又は流通の方法に特色があり、これにより価値が高まると認められるものを除く。)」を削り、「あつたを」あつたに、「製造業者等」を「取扱業者」に改め、同条第五項中「第七條第二項並びに第十三條第一項」を「第三條第二項並びに第九條第一項」に改め、「基準について」の下に、「それぞれ」を加え、同条を第五十九條とする。

第四章の章名中「格付」を「格付等」に改める。

第十四条の見出しを「格付」に改め、同条第一項中「農林物資の製造、加工(調整又は選別を含む。以下同じ)、輸入又は販売」を「国内において農林物資の生産、販売その他の取扱」に、「製造業者等」を「取扱業者」に改め、「と」を「る」に改め、「ほ場」を加え、「登録認定機関の認定」を「登録認定機関の認証」に、「製造し、加工し、輸入し、又は販売する当該認定」を「取り扱う当該認証」に改め、「ついで日本農林規格の下に」を「第二條第二項第一号に掲げる事項についての基準を内容とするものに限る。第三十條第一項において同じ。」を加え、同条第二項中「農林物資の生産業者を」を「国内において農林物資を生産することを業とする者」に改め、「その他の」の下に「国内において」を、「ほ場」の下に、「工場」を加え、「登録認定機関の認定」を「登録認定機関の認証」に、「当該認定を」を「当該認証」に改め、「日本農林規格」の下に「(第二條第二項第一号に掲げる事項についての基準を内容とするものに限る。第三十條第二項において同じ。)」を加え、「(第二條第三項第二号に掲げる基準に係るものに限る。)」を削り、「同条第三項第二号」を「同条第三項第一号」に改め、「掲げる」の下に「事項について」の「を」を加え、同項第二号中「第二條第三項第二号」を「第二條第二項第一号」に改め、「掲げる」の下に「事項について」の「を」を加え、同項第三号中「第二條第三項第二号」を「第二條第二項第一号」に改め、「掲げる」の下に「事項について」の「を」を加え、同項第四号中「第二條第三項第二号」を「第二條第二項第一号」に改め、「掲げる」の下に「事項について」の「を」を加え、同項第五号中「第一項から第三項まで」を「第一項」に、「認定」を「認証」に、「農林物資の製造業者等、生産行程管理者又は流通行程管理者」を「取扱業者(以下「認証品質取扱業者」という。、第二項の認証を受けた生産行程管理者(以下「認証生産行程管理者」という。))又は第三項の認証を受けた流通行程管理者(以下「認証流通行程管理者」という。))」に改め、同条第七項中「農林物資の製造業者等、生産行程管理者又は流通行程管理者」を「認証品質取扱業者、認証生産行程管理者又は認証流通行程管理者」に、「なつたを」を「なつたに」改め、同条第八項中「認定」を「認証」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 認証流通行程管理者が他の認証流通行程管理者又は第三十條第四項に規定する認証外国流通行程管理者から格付の表示(第二條第二項第一号ハに掲げる事項についての基準に係るものに限る。以下この項、第三十條第四項及び第四十一條第二項において同じ。)の付しである農林物資(その包装、容器又は送り状に格付の表示の付してある場合における当該農林物資を含む。)の流通行程の管理又は把握を引き継いだときは、当該格付の表示は、第五項の規定により当該認証流通行程管理者が

付した格付の表示とみなして、前二項の規定を適用する。

第四章第一節中第十四條を第十條とする。  
第十五條第一項中「農林物資の小分け」を「国内において農林物資を小分けすること」に、「登録認定機関の認定」を「登録認定機関の認証」に改め、「(第二條第三項第二号に掲げる基準に係るものに限る。以下この項及び第十九條の四において同じ。)」を削り、「当該認定」を「当該認証」に、「当該表示を」格付の表示に、「同条」を「第三十一條第一項」に改め、同条第二項中「前條第八項」を「前條第九項」に、「認定」を「認証」に改め、同条を第十一條とする。

第十五條の二第一項中第十九條の十五第一項に規定する指定農林物資(以下この條、第十八條第一項第五号及び第十九條の二において「指定農林物資」という。)の輸入業者を「農林物資を輸入することを業とする者(以下「輸入業者」という。))に、「指定農林物資」を「農林物資」に、「登録認定機関の認定」を「登録認定機関の認証」に、「当該認定」を「当該認証」に、「指定農林物資」を「農林物資」に、「当該指定農林物資」を「当該農林物資」に改め、同条第二項中「指定農林物資」を「農林物資」に、「よつて」を「よつて」に改め、同条第四項中「第十四條第八項」を「第十條第九項」に、「認定」を「認証」に改め、同条を第十二條とする。

格付の表示の付してあるものであつて農林生産省令で定めるものに限る。の流通行程の管理又は把握が他の認証流通行程管理者又は認証外国流通行程管理者に引き継がれないときは、遅滞なく、その表示を除去し、又は抹消しなければならない。  
第四章第六節中第十九條の十二を第四十一條とする。  
第十九條の十一の見出し中「格付の表示」を「格付の表示等」に改め、同条中「農林物資」を削り、「又はこれを」若しくは適合の表示又はこれらに、「当該表示の」を「これらの表示の」に改め、同条ただし書中「場合には」を「場合は」に改め、同条第一号中「認定外国製造業者等」を「認証品質外国取扱業者」に、「認定」を「認証」に、「ものを」格付の表示に改め、同条第二号中「認定外国生産行程管理者」を「認証外国生産行程管理者」に、「認定」を「認証」に、「ものを」格付の表示に改め、同条第三号中「認定外国流通行程管理者」を「認証外国流通行程管理者」に、「認定」を「認証」に、「ものを」格付の表示に改め、同条第四号中「認定外国小分け業者」を「認証外国小分け業者」に、「認定」を「認証」に、「ものを」格付の表示に改め、同条を第四十條とする。

第四章第六節の節名を削る。

第四章第二節の節名を削る。  
第十九條の十二中「農林物資の生産業者又は販売業者」を「取扱業者」に改め、「第二條第三項第二号又は第三号に掲げる基準に係る日本農林規格が制定されている農林物資であつて」を削り、「(であつて)を」(であつて)に、「当該表示」を「格付の表示」に、「当該日本農林規格」を「日本農林規格」に改め、同条に次の一項を加える。

第十九條の十中「第十六條第二項、第十七條から第十七條の十一まで、第十七條の十二第四項」を「第十四條第二項、第十五條から第二十五條まで、第二十六條第四項」に、「第十七條の十三」を「第二十七條」に、「登録外国認定機関」を「登録外国認証機関」に、「第十六條第二項中「前項」とあるのは「第十九條の八」と、「第十七條の二第一項各号」とあるのは「第十九條の十において準用する第十七條の二第一項各号」と、第十七條の二第一項中「第十六條第一項」を「第十四條第二項中「前項」とあり、及び第十六條第一項中「第十四條第一項」に、「第十九條の八」と、第十七條の十中「第十七條の二第一項各号」とある

のは「第十九条の十において準用する第十七条の二第一項各号」と、「命ずる」とあるのは「請求する」と、第十七条の十一中「第十七条の五」とあるのは「第十九条の十において準用する第十七条の五」と、「第三十四条」と、「第二十四条及び第二十五条中」に、「第十七条の十二第四項中」を「第二十六条第四項中」に、「第十九条の九第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同条を第三十六条とし、同条の次に次の節名及び三条を加える。

第七節 格付の表示等の保護

(格付の表示等の禁止)

第三十七条 何人も、次に掲げる場合を除き、農林物資又はその包装、容器若しくは送りに格付の表示を付してはならない。

一 認証品質取扱業者が、第十条第一項又は第五項の規定に基づき、その取扱いに係る農林物資又はその包装、容器若しくは送りに格付の表示を付する場合

二 認証生産行程管理者が、第十条第二項又は第五項の規定に基づき、その生産行程の管理若しくは把握に係る農林物資又はその包装、容器若しくは送りに格付の表示を付する場合

三 認証流通行程管理者が、第十条第三項又は第五項の規定に基づき、その流通行程の管理若しくは把握に係る農林物資又はその包装、容器若しくは送りに格付の表示を付する場合

四 第十一条第一項の認証を受けた小分け業者以下「認証小分け業者」という。が、同項の規定に基づき、小分け後の当該農林物資又はその包装、容器若しくは送りに格付の表示を付する場合

五 第十二条第一項の認証を受けた輸入業者(以下「認証輸入業者」という)が、同項の規定に基づき、その輸入に係る農林物資又はその包装、容器若しくは送りに格付の表示を付する場合

六 認証品質外国取扱業者が、第三十条第一項又は同条第五項において準用する第十条第五項の規定に基づき、その取扱いに係る農林物資又はその包装、容器若しくは送りに格付の表示を付する場合

七 認証外国生産行程管理者が、第三十条第二項又は同条第五項において準用する第十条第五項の規定に基づき、その生産行程の管理若しくは把握に係る農林物資又はその包装、容器若しくは送りに格付の表示を付する場合

八 認証外国流通行程管理者が、第三十条第三項又は同条第五項において準用する第十条第五項の規定に基づき、その流通行程の管理若しくは把握に係る農林物資又はその包装、容器若しくは送りに格付の表示を付する場合

九 認証外国小分け業者が、第三十一条第一項の規定に基づき、小分け後の当該農林物資又はその包装、容器若しくは送りに格付の表示を付する場合

2 何人も、第十条第一項から第三項まで若しくは第五項(第三十条第五項において準用する場合を含む)、第十一条第一項、第十二条第一項、第三十条第一項から第三項まで又は第三十一条第一項の規定に基づく格付の表示の付してある農林物資(その包装、容器又は送りに格付の表示を付してある場合)における当該農林物資を含む。に關する広告等に当該格付の表示を付する場合を除き、農林物資又は農林物資の取扱い等に関する広告等に格付の表示を付してはならない。

3 何人も、試験等に係る証明書に格付の表示を付してはならない。

4 何人も、農林物資若しくはその包装、容器若しくは送りに格付の表示を付してある農林物資の取扱い等に関する広告等又は試験等に係る証明書に格付の表示と紛らわしい表示を付してはならない。

(適合の表示等の禁止)  
第三十八条 何人も、次に掲げる場合を除き、農林物資又は農林物資の取扱い等に関する広告等に適合の表示を付してはならない。

一 第十三条第一項の認証を受けた取扱業者(以下「認証方法取扱業者」という)が、同項の規定に基づき、農林物資の取扱い等に関する広告等に適合の表示を付する場合

二 第三十三条第一項の認証を受けた外国取扱業者(以下「認証方法外国取扱業者」という)が、同項の規定に基づき、農林物資の取扱い等に関する広告等に適合の表示を付する場合

2 何人も、農林物資若しくはその包装、容器若しくは送りに格付の表示を付してはならない。

3 何人も、農林物資若しくは農林物資の取扱い等に関する広告等、農林物資若しくはその包装、容器若しくは送りに格付の表示を付してある農林物資の取扱い等に関する証明書に適合の表示と紛らわしい表示を付してはならない。

(改善命令等)  
第三十九条 農林水産大臣は、第十条第一項から第三項までの規定による格付又はこれらの規定若しくは同条第五項、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定に基づく格付の表示が適当でないとき、当該格付の表示を適当でないとき、当該格付の表示を行ない、又は当該格付の表示を付した認証品質取扱業者、認証生産行程管理者、認証流通行程管理者、認証小分け業者又は認証輸入業者に対し、期間を定めてその改善を命じ、又は格付の表示の除去若しくは抹消を命ずることができ。

2 農林水産大臣は、第十三条第一項の規定に基づき適合の表示が適当でないとき認めるときは、当該適合の表示を付した認証方法取扱業者に対し、期間を定めてその改善を命じ、又は適合の表示の除去若しくは抹消を命ずることができ。

3 農林水産大臣は、前二項の規定による命令を受けた者が、正当な理由がなくその命令に応じなかつたときは、その旨を公表することができ。

4 第一項及び前項の規定は認証品質外国取扱業者、認証外国生産行程管理者、認証外国流通行程管理者又は認証外国小分け業者について、前二項の規定は認証方法外国取扱業者について、それぞれ準用する。この場合において、第一項中「第十条第一項から第三項まで」とあるのは「第三十条第一項から第三項まで」と、「同条第五項、第十一項若しくは第十二条第一項」とあるのは「同条第五項において準用する第十条第五項の規定若しくは第三十一条第一項」と、「命じ」とあるのは「請求」と、「命ずる」とあるのは「請求する」と、第二項中「第十三条第一項」とあるのは「第三十三条第一項」と、「命じ」とあるのは「請求」と、「命ずる」とあるのは「請求する」と、前項中「命令」とあるのは「請求」と読み替えるものとする。

第十九条の九第一項中「登録外国認定機関」を「登録外国認証機関」に、「第十七条各号」を「第十五条各号」に、「至つた」を「至つた」に改め、同条第二項中「登録外国認定機関」を「登録外国認証機関」に、「定めて認定」を「定めて認定」に改め、同項第一号中「第十七条の五、第十七条の六第一項、第十七条の七第一項、第十七条の八第一項、第十七条の九第一項又は第十七条の十三」を「第十九条、第二十条第一項、第二十一条第一項、第二十二条第一項、第二十三条第一項又は第二十七条」に改め、同項第二号中「第十七条の九第二項各号」を「第二十三条第二項各号」に改め、同項第三号中「第十七条の十又は第十七条の十一」を「第二十四条又は第二十五条」に、「応じなかつた」を「応じなかつた」に改め、同項第五号中「農林水産大臣」を「農林水産大臣が」、「登録外国認定機関」を「登録外国認証機関」に、「認定」を「認証」に改め、



同項第六号中「農林水産大臣が」を「農林水産大臣が」に、「登録外国認定機関を」を「登録外国認定機関」に、「認定に」を「認定に」に、「登録外国認定機関の代表者」を「登録外国認定機関若しくはその代表者」に改め、同条第三号中「登録外国認定機関を」を「登録外国認定機関」に改め、同項第一号中「認定を」を「認定に」に改め、同項第二号中「認定を」を「認定に」に改め、同条第四号中「登録外国認定機関を」を「登録外国認定機関」に改め、同条を第三十五条とする。

第十九条の八の見出しを「登録外国認定機関の登録」に改め、同条中「登録外国認定機関を」を「登録外国認定機関」に、「により第十九条の三又は第十九条の四の認定を」において第三十条第一項から第三項まで、第三十一条第一項又は前条第一項の認定に、「認定を」を「認定に」、「手続に従い」ところにより「に改め、同条を第三十四条とする。

第四章第五節の節名を削る。  
第十九条の七の見出しを「(認証品質外国取扱業者等の公示)」に改め、同条中「第十七条の五第三項(第十九条の十)」を「第十九条第三項(第三十六條)」に、「外国製造業者等、外国生産行程管理者、外国流通行程管理者又は外国小分け業者」を「認証品質外国取扱業者、認証外国生産行程管理者、認証外国流通行程管理者又は前条第一項の認証を受けた外国小分け業者」以下「認証外国小分け業者」という。に改め、同条を第三十二條とし、同条の次に次の一節及び節名を加える。

第五節 外国における適合の表示  
第三十三條 外国取扱業者は、農林水産省令で定めるところにより、農林物資の取扱い等の方法の区分ごとに、あらかじめ登録認証機関又は登録外国認定機関の認証を受けて、その農林物資の取扱い等に関する広告等に適合の表示を付することができる。  
第十條第九項の規定は、前項の認証について

て準用する。

第六節 登録外国認定機関  
第十九条の五及び第十九条の六を削る。  
第十九条の四中「登録認定機関又は登録外国認定機関の認定」を「登録認証機関又は登録外国認定機関の認証に」、「認定に」を「認定に」に改め、同条に次の一項を加える。  
2 第十條第九項の規定は、前項の認証について準用する。

第十九条の四を第三十一條とする。  
第十九条の三の見出しを「格付」に改め、同条第一項中「外国製造業者等」を「外国取扱業者」に改め、「ある」の下に「ほ場」を加え、「登録認定機関又は登録外国認定機関の認定」を「登録認証機関又は登録外国認定機関の認証に」、「製造し、加工し、又は輸出する当該認定を」を取り扱う当該認証に改め、同条第二項中「ほ場の下に」、「工場」を加え、「登録認定機関又は登録外国認定機関の認定」を「登録認証機関又は登録外国認定機関の認証に」に改め、「第二条第三項第二号に掲げる基準に係るものに限る。」を削り、同条第三項中「登録認定機関又は登録外国認定機関の認定」を「登録認証機関又は登録外国認定機関の認証に」、「認定に」を「認証に」に改め、「(第二条第三項第三号に掲げる基準に係るものに限る。）」を削り、同条に次の二項を加える。

4 前項の認証を受けた外国流通行程管理者(以下「認証外国流通行程管理者」という。)が他の認証外国流通行程管理者又は認証流通行程管理者から格付の表示の付してある農林物資(その包装、容器又は送り状に格付の表示の付してある場合における当該農林物資を含む。)の流通行程の管理又は把握を引き継いだときは、当該格付の表示は、次項において準用する第十條第五項の規定により当該認証外国流通行程管理者が付した格付の表示とみなして、次項において準用する同条第六項及び第七項の規定を適用する。

第十條第四項から第七項までの規定は第一項の認証を受けた外国取扱業者(以下「認証品質外国取扱業者」という。)、第二項の認証を受けた外国生産行程管理者(以下「認証外国生産行程管理者」という。))及び認証外国流通行程管理者について、同条第九項の規定は第一項から第三項までの認証について、それぞれ準用する。この場合において、同条第四項中「前三項」とあり、並びに同条第六項、第七項及び第九項中「第一項から第三項まで」とあるのは、「第三十條第一項から第三項まで」と読み替えるものとする。

第十九条の三を第三十條とする。  
第四章第三節及び同章第四節の節名を削る。  
第十七条の十五の見出し中「日本農林規格登録認定機関を」を「日本農林規格登録認証機関」に改め、同条第一項中「登録認定機関でない者」は、日本農林規格登録認定機関を「登録認証機関でない者」に改め、同条第二項中「登録認定機関は」を「登録認証機関は」に、「日本農林規格登録認定機関」を「日本農林規格登録認証機関」に改め、同項に後段として次のように加える。  
その登録した農林物資の取扱い等の方法以外の農林物資の取扱い等の方法についても同様とする。  
第十七条の十五を第二十九條とし、同条の次に次の節名を付する。

第五節 外国における格付

第十七条の十四中「登録認定機関の役員」を「登録認証機関若しくはその役員」に改め、「その」を削り、「であった」を「であった」に、「認定に」を「認証に」に改め、同条を第二十八條とする。

第十七条の十三中「登録認定機関を」を「登録認証機関」に、「認定に」を「認証に」に改め、同条第二十七條とする。  
第十七条の十二第一項中「登録認定機関が第十七條各号」を「登録認証機関が第十五條各号」

に、「至つた」を「至つた」に改め、同条第二項中「登録認定機関を」を「登録認証機関」に、「認定に」を「認証に」に改め、同項第一号中「第十七條の五、第十七條の六第一項、第十七條の七第一項、第十七條の八第一項、第十七條の九第一項」を「第十九條、第二十條第一項、第二十一條第一項、第二十二條第一項、第二十三條第一項」に改め、同項第二号中「第十七條の九第二項各号」を「第二十三條第二項各号」に改め、同条第三項中「登録認定機関を」を「登録認証機関」に、「認定に」を「認証に」に改め、同条を第二十六條とする。

第十七条の十一中「登録認定機関を」を「登録認証機関」に、「第十七條の五」を「第十九條」に、「認定に」を「認証に」に改め、同条第二十五條とする。  
第十七条の十中「登録認定機関を」を「登録認証機関」に、「第十七條の二第一項各号」を「第十六條第一項各号」に、「適合しなくなつた」を「適合しなくなつた」に改め、同条を第二十四條とする。

第十七条の九第一項中「登録認定機関を」を「登録認証機関」に、「よつては」を「よつては」に、「であつて」を「であつて」に改め、同条第二項中「被認定事業者」を「被認証事業者」に、「登録認定機関を」を「登録認証機関」に改め、同項第一号及び第三号中「もつて」を「もつて」に改め、同項第四号中「であつて」を「であつて」に改め、同条を第二十三條とする。  
第十七条の八第一項中「登録認定機関は、認定を」を「登録認証機関は、認証に」に改め、同条第二項中「あつた」を「あつた」に改め、同条を第二十二條とする。

第十七条の七第一項中「登録認定機関を」を「登録認証機関」に、「認定に」を「認証に」に改め、同条第二十一條とする。

第十七条の六第一項中「登録認定機関は、認定を」を「登録認証機関は、認証に」に改め、同条第二十一條とする。

第十七条の六第一項中「登録認定機関は、認定を」を「登録認証機関は、認証に」に改め、同条第二十一條とする。

第十七条の六第一項中「登録認定機関は、認定を」を「登録認証機関は、認証に」に改め、同条第二十一條とする。

第十七条の六第一項中「登録認定機関は、認定を」を「登録認証機関は、認証に」に改め、同条第二十一條とする。

第十七条の六第一項中「登録認定機関は、認定を」を「登録認証機関は、認証に」に改め、同条第二十一條とする。

定」を「登録認証機関は、認証」に改め、同条第二項中「あつた」を「あつた」に改め、同条第二十條とする。

第十七條の五の見出し中「認定を」を「認証」に改め、同条第一項中「登録認定機関」を「登録認証機関」に、「認定を」を「認証」に改め、同条第二項中「登録認定機関」を「登録認証機関」に、「認定を」を「認証」に、「認定に」を「認証に」に改め、同条第三項中「登録認定機関」を「登録認証機関」に、「認定を」を「認証を」に、「被認定事業者」を「被認証事業者」に改め、同条を第十九條とする。

第十七條の四第一項中「登録認定機関」を「登録認証機関」に改め、「ついで」の下に「相続」を加え、「あつた」を「あつた」に、「法人又は」を「者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。第四十六條第一項において同じ。)」に改め、同条第二項中「登録認定機関」を「登録認証機関」に、「法人」を「者」に改め、同条を第十八條とする。

第十六條の見出しを「(登録認証機関の登録)」に改め、同条第一項中「登録認定機関」を「登録認証機関」に、「外国」を「国内」に、「」により第十四條第一項を「」において第十條第一項に、「第十五條第一項」を「第十一條第一項、第十二條第一項」に、「第十九條の三又は第十九條の四の認定」を「第三十條第一項から第三十條の四の認定」を「第三十條第一項及び第三十條の二第一項」を「第二十條第一項及び第二十條の二第一項」を「第六十五條第一項及び第六十六條第一項」に、「認定を」を「認証」に、「」を除くを「」に限るに、「手続に従い」を「」に改め、同条第二項中「あつた」を「あつた」に、「第十七條の二第一項各号」を「第十六條第一項各号」に改め、同条を第十四條とし、同条の前に次の一節及び節名を加える。

第二節 適合の表示

第十三條 取扱業者は、農林水産省令で定める

ところにより、農林物資の取扱等の方法の区分ごとに、あらかじめ登録認証機関の認証を受けて、その農林物資の取扱等に関する広告その他の農林水産省令で定めるもの(以下「広告等」という。)に、その農林物資の取扱等の方法が日本農林規格第二條第二項第二号に掲げる事項についての基準を内容とするものに限る。)に適合することを示す農林水産省令で定める方式による特別な表示(以下「適合の表示」という。)を付することができる。

2 第十條第九項の規定は、前項の認証について準用する。

第三節 登録認証機関

第十七條中「法人は」を「者は」に改め、同条第一号中「その法人又はその業務を行う役員が」を削り、「の規定により」を「又はこの法律に基づく処分違反し、」に、「なくなつた」を「なくなつた」に、「もの」を「者」に改め、同条第二号中「第十七條の二第一項」を「第二十六條第一項」に、「第十九條の九第一項」を「第三十五條第一項」に、「法人」を「者(当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消の日前三十日以内にその取消に係る法人の業務を行う役員であつた者でその取消の日から一年を経過しないものを含む。)」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち、前に前二号のいずれかに該当する者があるもの

第十七條を第十五條とする。

第十四條第一項に、「者(以下)を」を「者(第二号において)に、」すべてを「全て」に改め、同項第一号中「製品の」を削り、「基準」の下に「であつて農林物資の種類又は農林物資の取扱等の方法の区分ごとに農林水産大臣が定めるもの」を加え、「法人」を「もの」に改め、同項第二号中、「その」を、「被認証事業者(当該登録申請

者の」に、「製造業者等」を「取扱業者」に、「外国製造業者等(本邦に輸出される農林物資を」を「外国取扱業者(外国において農林物資の」に改め、「外国において」を削り、「製造し、加工し、又は輸出すること」を「生産、販売その他の取扱いに、」本邦に輸出される農林物資の」を「外国において農林物資を」に、「外国における生産業者」を「生産することを業とする者に、」当該農林物資を「外国において農林物資」に、「輸出業者」を「販売することを業とする者に、」又は外国小分け業者(本邦に輸出される)を、若しくは外国小分け業者(外国において)に、「以下」被認定事業者」という)を「又は当該登録申請者の申請に係る農林物資の取扱等の方法により農林物資を取り扱う取扱業者若しくは外国取扱業者をいう。以下同じ)に改め、同号イ中「取扱業者」に改め、同号ロ中「被認定事業者」を「被認証事業者」に改め、「当該」を削り、「であつた」を「であつた」に改め、同号ハ中「登録申請者の」を「登録申請者(法人であつては、その)に、」役員が」を「役員が」に、「被認定事業者」を「被認証事業者」に改め、「当該」を削り、「であつた」を「であつた」に改め、同条第二項中「登録台帳に記帳して」を「登録認証機関登録台帳に記帳して」に改め、同項第三号中「登録認定機関の」を「登録認証機関の氏名又は」に改め、「住所」の下に「並びに法人にあつては、その代表者の氏名」を加え、同項第三号中「登録認定機関が認定」を「登録認証機関が認証」に改め、「種類」の下に「又は農林物資の取扱等の方法の区分」を加え、同項第四号中「登録認定機関」を「登録認証機関」に、「認定を」を「認証を」に改め、同条第三項中「第一項の」を削り、「前項」を「前項各号」に改め、同条を第十六條とする。

第十七條の三第一項中「よつて」を「よつて」に改め、同条第三項中「あつた」を「あつた」に改め、「以下」の下に「この条において」を加え、同条第五項中「行われなかつた」を「行われなかつた」に改め、同条を第十六條とする。

「た」に、「失つた」を「失つた」に改め、同条第十七條とする。

第四章 日本農林規格による試験等

第一節 試験等

(試験等)

第四十二條 試験等を業とする者(国内において試験等を行う者に限る。第四十四條第二項第二号において「試験業者」という。)は、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ農林水産大臣の登録を受けて、日本農林規格(第二條第一項第三号に掲げる事項)についての基準を内容とするものに限る。以下この章において同じ)による試験等を行い、農林水産省令で定める事項を記載し、農林水産省令で定める標準(以下「登録標準」という。)を付した証明書を交付することができる。

(登録)

第四十三條 前条の登録(以下この節において「登録」という。)を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める区分ごとに、実費を勘案して政令で定める額の手数を納付して、農林水産大臣に登録の申請をしなければならない。

2 農林水産大臣は、前項の規定による申請があつた場合において、必要があると認めるときは、センターに、当該申請が次条第一項に規定する基準に適合しているかどうかについて、必要な調査を行わせることができる。

(登録の基準)

第四十四條 農林水産大臣は、前条第一項の規定による申請をした者の試験所(試験等を行う場所をいう。以下同じ)が国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準であつて試験等の方法の区分ごとに農林水産大臣が定めるものに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、農

林水産省令で定める。

2 登録は、次に掲げる事項を登録試験業者登録台帳に記載して行う。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録を受けた試験業者(以下「登録試験業者」という。)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三 登録試験業者の試験所の名称及び所在地

四 登録試験業者が行う試験等の方法の区分

3 農林水産大臣は、登録をしたときは、遅滞なく、前項各号に掲げる事項を公示しなければならない。

(登録の更新)

第四十五条 登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

3 第一項の登録の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この条において「登録の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

5 農林水産大臣は、第一項の規定により登録が効力を失つたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(承継)

第四十六条 登録試験業者が当該登録に係る事業の全部を譲渡し、又は登録試験業者について相続、合併若しくは分割(当該登録に係る事業の全部を承継させるものに限る。)があつたときは、当該登録に係る事業の全部を譲り

受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該登録に係る事業の全部を承継した法人は、その登録試験業者の地位を承継する。

2 前項の規定により登録試験業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

(試験所の変更の届出)

第四十七条 登録試験業者は、その試験所の所在地を変更したときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

2 農林水産大臣は、前項の届出があつたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(業務の休止)

第四十八条 登録試験業者は、試験等に関する業務の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

2 農林水産大臣は、前項の届出があつたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(適合命令)

第四十九条 農林水産大臣は、登録試験業者の試験所が第四十四条第一項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、その登録試験業者に対し、当該基準に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第五十条 農林水産大臣は、登録試験業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は当該登録試験業者に対し、一年以内の期間を定めて試験等に関する

業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができ、

一 その試験所が第四十四条第一項に規定する基準に適合しなくなったとき。

二 前条の規定による命令に違反したとき。

三 不正の手段により登録を受けたとき。

2 農林水産大臣は、前項の規定による処分に係る聴聞をしようとするときは、その期日の一週間前までに、行政手続法第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 前項の聴聞の期日における審理は、公開により行われなければならない。

4 農林水産大臣は、第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(秘密保持義務)

第五十一条 登録試験業者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、試験等に関する業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(日本農林規格登録試験業者という名称の使用の禁止)

第五十二条 登録試験業者でない者は、日本農林規格登録試験業者という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

2 登録試験業者は、その登録した試験等の方法以外の試験等の方法については、日本農林規格登録試験業者という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

第二節 外国における試験等

(試験等)

第五十三条 試験等を業とする者(外国において試験等を行う者に限る。第五十五条第一項において「外国試験業者」という。)は、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ農林水産大臣の登録を受けて、日本農林規格に

よる試験等を行い、農林水産省令で定める事項を記載し、登録標章を付した証明書を交付することができる。

(登録)

第五十四条 前条の登録(以下この節において単に「登録」という。)を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める額の手数を納付して、農林水産大臣に登録の申請をしなければならない。

(登録の取消し等)

第五十五条 農林水産大臣は、登録を受けた外国試験業者(以下「登録外国試験業者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は当該登録外国試験業者に対し、一年以内の期間を定めて試験等に関する業務の全部若しくは一部の停止を請求することができる。

一 その試験所が次条において準用する第四十四条第一項に規定する基準に適合しなくなったとき。

二 次条において準用する第四十九条の規定による請求に応じなかつたとき。

三 不正の手段により登録を受けたとき。

四 農林水産大臣が、この法律の施行に必要な限度において、登録外国試験業者に対しその登録に係る試験等に関する業務に関し必要な報告又は帳簿、書類その他の物件の提出を求めた場合において、その報告若しくは物件の提出がされず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出がされたとき。

五 農林水産大臣が、この法律の施行に必要な限度において、その職員又はセンターに登録外国試験業者の試験所において登録に係る試験等に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件についての検査をさせ、又は登録外国試験業者若しくはその代表者、代理人、使用人その他の従業者に質

問をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に対して答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。

六 第三項の規定による費用の負担をしないとき。

2 農林水産大臣は、前項に規定する場合のほか、同項の規定により一年以内の期間を定めて試験等に関する業務の全部又は一部の停止を請求した場合において、登録外国試験業者がその請求に応じなかったときは、当該登録を取り消すことができる。

3 第一項第五号の検査に要する費用(政令で定めるものに限る)は、当該検査を受ける登録外国試験業者の負担とする。

第五十六条 第四十三條第二項、第四十四條から第四十九條まで及び第五十條第二項から第四項までの規定は、登録外国試験業者について準用する。この場合において、第四十三條第二項中「前項」とあり、及び第四十四條第一項中「前条第一項」とあるのは「第五十四條」と、第四十九條中「命ずる」とあるのは「請求する」と、第五十條第二項中「前項」とあるのは「第五十五條第一項又は第二項」と、「一週間前」とあるのは「二週間前」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第五十五條第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

第三節 登録標章の保護

(登録標章等を付することの禁止)

第五十七條 何人も、次に掲げる場合を除き、試験等に係る証明書に登録標章を付してはならない。

一 登録試験業者が、第四十二條の規定に基づき、試験等に係る証明書に登録標章を付する場合

二 登録外国試験業者が、第五十三條の規定に基づき、試験等に係る証明書に登録標章

を付する場合

2 何人も、農林物資若しくはその包装、容器若しくは送り状又は農林物資若しくは農林物資の取扱い等に関する広告等に登録標章を付してはならない。

3 何人も、農林物資若しくはその包装、容器若しくは送り状、農林物資若しくは農林物資の取扱い等に関する広告等又は試験等に係る証明書に登録標章と紛らわしい標章を付してはならない。

(登録標章等の付してある証明書を用いた農林物資の輸入)

第五十八條 輸入業者は、登録標章又はこれと紛らわしい標章の付してある試験等に係る証明書を用いて、その輸入に係る農林物資を譲り渡し、又は譲渡しの委託をしてはならない。ただし、当該登録標章が第四十二條又は第五十三條の規定により付されたものである場合は、この限りでない。

(独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部改正)

第二條 独立行政法人農林水産消費安全技術センター法(平成十一年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第十條 第一項第四号中「日本農林規格による農林物資の格付(格付の表示を含む)」に関する技術上の調査を「日本農林規格その他の農林水産分野における規格に関する認証又は試験等(日本農林規格等に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号)第二條第二項第三号に規定する試験等をいう)その他これらに類する事業を行う者の技術的能力その他のこれらの事業の適正な実施に必要な能力に関する評価」に改め、同条第二項第一号中「農林物資の規格化等に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号)第九條の九第二項第六号」を「日本農林規格等に関する法律第三十五條第二項第六号及び第五十五條第一項第五号」に、「第二十條の二第一項から

第三項まで」を「第六十六條第一項から第五項まで」に改める。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第八條の規定は、公布の日から施行する。

(日本農林規格に関する経過措置)

第二條 農林水産大臣は、この法律の施行前においても、第一條の規定による改正後の日本農林規格等に関する法律(以下「新法」という)第三條から第五條まで、第七條第一項及び第九條の規定の例により、新法第二條第二項に規定する日本農林規格(第一條の規定による改正前の農林物資の規格化等に関する法律(以下「旧法」という)第二條第三項に規定する日本農林規格に該当するものを除く)を定め、これを公示することができる。

2 前項の規定により定められた日本農林規格は、この法律の施行の日において新法第三條第一項の規定により定められたものとみなす。

(認定製造業者等に関する経過措置)

第三條 この法律の施行の際現に旧法第十四條第一項から第三項まで、第十五條第一項又は第十五條の二第一項の認定を受けている者は、新法第十條第一項から第三項まで、第十一條第一項又は第十二條第一項の認定を受けたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法第十九條の三又は第十九條の四の認定を受けている者は、新法第三十條第一項から第三項まで又は第三十一條第一項の認定を受けたものとみなす。

(登録認定機関等に関する経過措置)

第四條 この法律の施行の際現に旧法第十七條の二第二項(旧法第十九條の十において準用する場合を含む)の登録を受けている法人は、新法第十六條第一項(新法第三十六條において準用

する場合を含む)の登録を受けたものとみなす。この場合において、当該登録の有効期間は、旧法第十七條の二第二項(旧法第十九條の十において準用する場合を含む)の登録の有効期間の残存期間とする。

(輸入業者による格付の表示に関する経過措置)

第五條 この法律の施行前に発行された旧法第十五條の二第一項の証明書は、新法第十二條第一項の証明書とみなす。

(処分、手続等の効力に関する経過措置)

第六條 附則第二條から前条までに規定するもののほか、この法律の施行前に旧法(これに基づく命令を含む)の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつて、新法(これに基づく命令を含む)の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第七條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八條 附則第二條から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(工業標準化法等の一部改正)

第九條 次に掲げる法律の規定中「農林物資の規格化等に関する法律」を「日本農林規格等に関する法律」に改める。

一 工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)第二條第一号

二 公益通報者保護法(平成十六年法律第二百一十二号)別表第四号

三 食品表示法(平成二十五年法律第七十号)第一條

(登録免許税法の一部改正)

第十條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第八十七号を次のように改める。

八十七 日本農林規格による格付の表示等に係る登録認証機関若しくは登録外国認証機関の登録又は日本農林規格による試験等に係る登録試験業者若しくは登録外国試験業者の登録		
(一) 日本農林規格等に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号)第二第三項(登録認証機関又は登録外国認証機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき九万円
(二) 日本農林規格等に関する法律第四十二條(登録試験業者の登録)の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき九万円
(三) 日本農林規格等に関する法律第五十三條(登録外国試験業者の登録)の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき九万円

(米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報)の伝達に関する法律の一部改正

第十一條 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成二十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第八條第一項中「農林物資の規格化等に関する法律」を「日本農林規格等に関する法律」に、「第十九條の第十三第一項」を「第五十九條第一項」に改める。

(特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の一部改正)

第十二條 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(平成二十六年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項中「農林物資の規格化等に関する法律」を「日本農林規格等に関する法律」に、「第七條第一項」を「第三條第一項」に、「種類」を「農林物資の種類」に改める。

(消費者庁及び消費者委員会設置法の一部改正)

第十三條 消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第十七号中「農林物資の規格化等に関する法律」を「日本農林規格等に関する法律」に、「第十九條の第十三第一項」を「第五十九條第一項」に改める。

に關する法律」を「日本農林規格等に関する法律」に改める。

(検討)

第十四條 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理由

我が国農林水産業の国際競争力の強化を図るため、日本農林規格に農林物資の取扱方法等についての基準を追加するとともに、独立行政法人農林水産消費安全技術センターの業務として認証機関の能力を評価する業務を追加する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律案

(参議院送付案中同院修正に  
係る条文を掲ぐ、小字は修正)

第一條 農林物資の規格化等に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第八條第一項中「手続に従い、農林物資の種類を定め」を「と」により、「具して」を「添えて」に改め、同條第二項中「種類の農林物資は、速やかに、その申出について検討を加え」に改め、「について」を削り、「同項の原案」を「日本農林規格の案」に改め、同條を第四條とする。

平成二十九年七月五日印刷

平成二十九年七月六日發行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

C